





額控除を認めてきたことは事実でございます。御指摘のように、現在、十九ヵ国との間の租税条約でみなし外国税額控除規定が置かれております。

しかしながら、御指摘ありましたように、このみなし税額控除につきましては、例えば相手国の経済発展への効果がなかなかはつきりしない、不明確なところがある、あるいはこの制度の利用だけを目的としたような乱用を助長しないかといったような点、あるいはそもそも税の公平といふことに反するのではないか、さらには租税競争、タックスコンペティションということが今大きな話題になつてきておりますが、そういうものを助長するおそれがあるのでないかといふような観点から、現在では、国際的にも、また我が國も、このみなし税額控除につきましては消極的な対応をとつてきている、また、そういう考え方があつまっているというふうに認識しております。

は、相続税、遺産税の間の一重課税を防止する観点から、むしろ税額控除をしている、外国税額控除をしているという取り扱いになつております。

なお、最後にお触れになりましたが、税制を調和しないと、アメリカの税率が日本に比べて低いといろんなやり方があるのでないかという御指摘ですが、確かに税制がかなり違っております。

したがつて、低いか低くないかというところもちょっと一概には言えないようですが、日本の場合は、相続人がたくさんいれば、その法律上の相続人の構成によって分けた上で税率がかかつていきますので、単に税率が日本は七〇%が最高税率である、アメリカは五五%であるから高いと言ふことはできないのではないか。向こうは遺産という一固まりのものに対しても税率がかかるといふ、日本の場合は相続人ごとに分けて税率をかけ適用になるようなところでは、確かに日本が重いということです。

最後に、こうした制度を統一化していくということにつきましては、長い目で見ればそうせざることは得なくなつてくるのかと思ひますが、やはり税率を上げれば、これを使うために国内に戻さなければならぬ。いろいろな意味で送金を行われる考え方が反映するものでございまして、例えは消費税一つとっても、アメリカには、連邦にはない、日本にはある、それほどに違つてゐるわけです。また遺産に対して、遺産課税、相続課税とまるで違つてゐるわけとして、そこへの道はかなり遠いのではないかなど思つております。

○谷口委員 現行法体系の中でも、私が今申し上げたようなことはできるようございまして、外

質問をさせていただきました。

今回、この資料情報の報告制度でござりますが、私が今申し上げた事例において、これが何らかの形で一つ牽制作用が出てくるのか、また何らかの形でこれを通じてチェックが行われるのか、そのあたり、もしよければ教えていただきたいと

思います。

○薄井政府委員 確かに、為替自由化のこと

に伴いまして、被相続人があらかじめ財産を海外へ移転させようということが出てくるケースも考

えられます。この点は、従来から自由化されております海外不動産という問題がもう既にございま

すが、これに加えて、海外預金などがあるいは海外債券の取得ということが為替の自由化によつて

容易になります。そうなりますと、日本人が所有する海外財産があえていくことは方向だと思いま

す。そのこと自体が決して悪いことではないし、計算したわけはございませんが、それほど大きくな相続財産の場合ですと、むしろアメリカの方が重いケースが出てくる。しかし最高税率が

適用になるようなところでは、確かに日本が重い

ことはできないのではないか。向こうは遺産ということはできないのではないか。向こうは遺産と

いう一固まりのものに対しても税率がかかるといふ、日本の場合は相続人ごとに分けて税率をかけ適用になるような面もあります。その辺を細かく計算したわけはございませんが、それほど大きくな相続財産の場合ですと、むしろアメリカの方方が重いケースが出てくる。しかし最高税率が適用になるような面もあります。その辺を細かく計算したわけはございませんが、それほど大きくな相続財産の場合ですと、むしろアメリカの方方が重いケースが出てくる。しかし最高税率が適用になるような面もあります。その辺を細かく計算したわけはございませんが、それほど大きくな相続財産の場合ですと、むしろアメリカの方方が重いケースが出てくる。しかし最高税率が

適用になるような面もあります。その辺を細かく計算したわけはございませんが、それほど大きくな相続財産の場合ですと、むしろアメリカの方方が重いケースが出てくる。しかし最高税率が

適用になるような面もあります。その辺を細かく計算したわけはございませんが、それほど大きくな相続財産の場合ですと、むしろアメリカの方方が重いケースが出てくる。しかし最高税率が

適用になるような面もあります。その辺を細かく計算したわけはございませんが、それほど大きくな相続財産の場合ですと、むしろアメリカの方方が重いケースが出てくる。しかし最高税率が

適用になるような面もあります。その辺を細かく計算したわけはございませんが、それほど大きくな相続財産の場合ですと、むしろアメリカの方方が重いケースが出てくる。しかし最高税率が

○谷口委員 わかりました。

それでは問題を次に移しまして、私は前通常国会の外為法審議の折に、資金が国際的に移動するというようなことになりますので、税の捕捉といふ観点もこれは念頭に入れなければいけないといふようなことを申し上げました。ことしの二月二十六日でございましたが、国税組織の機構の充実整備の必要性をお話をさせていただきました。

その折に、三塚大臣は、今後とも一層の努力をするというようにおっしゃいました。また、当時の国税庁の次長も、国税組織の一層の機構整備、職員の待遇改善にかかるだけの努力を払うというようにおっしゃったわけがありますが、今どきのよう

な状況であるのか、現在の状況と今後の取り組みの姿勢についてお聞きいたしたいというように思います。

○松橋政府委員 お答え申し上げます。

この税務行政を取り巻く環境は、先ほど来委員御指摘のとおりに、非常に国際化という波に洗われておりますが、私ども、質、量ともに非常に厳しい状況であります。

そういう中につきましては、この国際化への対応の重要性、必要性につきまして、関係各方面的御理解をいただきながら、国際情報専門官あるいは国際調査情報官、そういった国際課税の関係部局の専門ポストの新增設等をいただいておりますし、また、各年ちょうど一年をいただいております。

今後一層国際化が進展する中で、今回御審議いたしております国際課税等の調査制度の導入等、

クロスボーダー取引の捕捉の必要性に対応していくために、厳しい財政事情のもとではございま

すけれども、税務の困難性それから歳入官庁の特

殊性を強く訴えてまいりました。所要の機構整備について関係方面的御理解が得られるよう、今後とも努力してまいりたいと考えております。

○谷口委員 先ほどからずっと申し上げておりま

すように、これから海外との取引がどんどんふえてくる、資金移動がふえてくる。海外の税制も状況を知つていく必要がある。そういう意味では、

そういう国際的な税制を知つていらっしゃる方を養成していかなければいけませんし、そういう人たちの対応も十分考えていかなければいけないと

いう観点から、ぜひ今後の取り組みをやつていたいと思いますが、今問題になつておることについて何点かお聞きいたしたいと思います。

まず第一点は、先日経営破綻をした三洋証券の件に關してであります。この三洋証券、大変大きな証券会社で、従来から経営危機が言われておつたわけであります。ここに来て、結局資金繰り

がつかずして倒産、会社更生法の申し立てをしたようございます。

まず初めに、全般的なことにつきまして御報告をお願いいたしたいというよう思います。

○長野政府委員 三洋証券につきましては、関連のノンバンクを幾つか抱えまして、そこにおきま

す経営の行き詰まりというものから関連ノンバンクとともに、最近に至りまして、関連ノンバンクに

つきまして再建のめどが立たないということでおつたわけあります。そこで、その法的整理をせざるを得ない状況に立ち至り、

これに伴いまして、三洋証券が関連ノンバンクに對して持つておりますいろいろな与信というものを実行しなければいけない段階に立ち至り、十一月三日に会社更生法の適用の申請が行われました。

私どもは、大蔵大臣に談話を開発表いたしました。これには、裁判所におきました、この三洋証券の処理に當たりまして、一般顧客の資産につきましては保全処分の例外として取り扱うという特例を設けていた

きましたので、寄託補償基金によります支援と相

まちまして、顧客資産には万全の備えができるると  
いう道がございましたので、そのような措置をいたして  
おります。この措置に従いまして、火曜日  
以来、顧客からお申し出がありました資産の返還  
とか売却とかいう業務は滞りなく進んでおると考  
えております。

でござります。このよきな状況の中で、銀行におきます預金保険機構みたいなもの、寄託証券補償基金というのがあるようでございます。

この寄託証券補償基金についてお尋ねをいたし  
たいわけであります。先ほど長野証券局長も、  
今回の場合はちょっと特殊な事例だというような

ねでござりますけれども、先ほどお答え申し上げましたように、関連ノンバンクを抱え、そこに多額の与信を抱えておるという危険な状態の証券会社という意味では他に例がない、本社だけの特徴かと思います。もちろん、昨今の経済情勢の中で、証券会社各社は経営状態が万々歳という状態

それから二点目には、これも御指摘にございま  
した、一社当たり一二十億という限度でございま  
す。一社当たり一二十億という考え方方がよろしいの  
かどうか。むしろ、顧客に万一のことがあつたと  
きに自分の資産はどのように保全されるであろう  
かと考えますと、欧米にございますように、十万  
かござりますように、

○谷口委員　十一月四日に橋本総理が、これはマスコミ、新聞報道なんですが、あんなにひどいのはほかにあるのか、特殊事例だと思うというようなコメントをされたと、いうように聞いておりました。実は私は、そのように思わないのです。これは、業界全体が大変経営状況が悪化しておるのではないかなど、いろいろ考えております。

ニュアンスのお話をされたわけであります、この寄託証券補償基金そのものが極めて制度化されてしまうらしいというが、いわば任意組合的なものであって、聞きますと、財團法人で税金も取られる。ですから、実効税率でいくと五〇%程度の税金も取られておる。一方、預金保険機構は、あれは公益法人になるのですか、これはそういうようなことは行われておらないというようなことでござります。

また、それにつけ加えまして、今までであれば一社大体二十億が上限というようなことであつておらないというが、いわば任意組合的なものであつて、聞きますと、財團法人で税金も取られる。ですから、実効税率でいくと五〇%程度の税金も取られておる。一方、預金保険機構は、あれは公益法人になるのですか、これはそういうようなことは行われておらないというようなことでござります。

じゃないことは当然でござりますけれども、別途私どもは証券会社に対しましては自己資本規制比率をかねてより適用いたしております。これは銀行で明年以降とられます早期是正措置の証券版が既に実施されておるということでございまして、そういった危険水域に入った場合には、私ども改善命令を出し、是止の措置も各会社においておりますので、そのような意味では、本件で他の証券会社を連想していただくことは適切でないのではないかと考へております。

そこで、将来の備えとして、即ち問題でございま

ドルまでは補償いたしますとか何万ポンドまでは補償いたします、その上は何%でございますという、お一人当たりという補償の考え方、これは銀行におきます預金保険でとられている考え方でござりますけれども、そういうものを取り入れていくべきではないかというような御議論もござります。そういうことを踏まえまして、次期通常国会にこの制度の改正を証取法の改正の中で提案させていただけないかということで、現在詰めております。

なる一点、長くなりますが、ナレーターが「これが

今、証券会社の上場会社二十五社ござりますが、株価を見ますと、株価は今の業績を十分反映しておるわけでありますので見ますと、二百四円を割つておるという証券会社が二十五社のうち十一社あるのですね。このうち一社はもう百円を割つておるというような状況のようでござります。これは大変厳しい状況であります。

したが、今回の場合はそのような規定も乗り越えて援助するように、支出するように言つていらつしゃる。また、その後の状況を見ておりますと、野村証券であるとか、主力銀行の大和銀行、日本債券信用銀行、またもう一行ございましたが三行において、それぞれ、野村証券には百億の資金を支出するようにならうなどお詫のようですがござい

す。ただいまのよう申し上げたにせよ、今後は証券会社の業務が自由化される、あるいは競争が激化されていくという金融システムの改革が進んでまいりますと、証券会社経営の健全性の確保ということを片方でとりつつ、万一事態に備えた整備が必要であるかと思つておりますので、たゞいま申し上げました自己資本規制比率といった

三洋証券の例を申し上げますと、顧客の資産二兆七千億ということでございますけれども、その九八、九%は保護預かりという形で分別管理された資産でございますから、証券会社の破綻と関係なく戻つてくることになります。

また、この二十五社のうち、九七年九月中旬期、経常黒字は七社で、準大手以下ではわずか四社しかないというのですね。あとは皆赤字だとうような状況をかんがみますと、これはかなり業界全体が厳しいのではないか、第二、第三の三洋証券が出てこないのかというような危惧を私は大変いたしておりますとございます。

そのような状況の中で、三洋証券の今回のこの状況を見ておりますと、一般顧客からの保護預かりの有価証券、預かり有価証券がございますが、これは大体返還が順調にいくておるというようなことは聞いておるわけですが、顧客からの

す。 ますし、あと大手その他三社におきましても、百億の支出、拠出をやるよう」という強い要請があつたというふうに聞いております。

まず一番初めにお聞きしたいのは、寄託証券補償基金の現状と、先ほど私が申し上げました、証券業界全体が大変厳しい状況の中で今後このようなことが連続して起こる可能性も秘めておるわけでございますが、このあたりの状況も踏まえて、今後この補償基金を何らかの形で改変するとかいうようなことを含めて考えていらっしゃるのかどうか、まずお聞きいたしたいというふうに思いま

ものも適切なものとしていかなければいけないと  
考えておりますし、あわせて、お尋ねのございま  
した寄託補償基金の充実という課題がございま  
す。

この点につきましては、もう先生の方から御指  
摘がありましたように、財團法人として任意の拠  
出になつておる。したがつて税務上もその拠出金  
は損金扱いされずに単なる寄附金扱いになつてお  
るといった問題もございます。これは歐米では法  
律上の仕組みとして制度化され、したがいまして  
証券会社は法律上の義務として負担金を納付する  
義務がある、それに沿つた税法上の取り扱いが行

そういう形でなく、証券会社の一般財産に紛れ込んでおります顧客資産というのが御指摘の四百四十億前後あるであろう。それはどういうものかと申しますと、国債の代金を払い込んだけれどもまだ現物が届いていないとか、株式を売却したけれどもまだその売却代金がお客さんに戻っていないとか、あるいは信用取引におきます証拠金といつたようなものが一、二%。つまり四百四十億という世界でございますから、もし証券会社においてもととの顧客資産の中から分別管理というものを徹底していきますと、より安全に顧客の資産が担保される。例えば委託証拠金として積んで

預かり金が大体四百四十億ほどあるようでござりますが、このうちどうも毀損するだろうと予測されるのが一百億を超えるというような状況のよう

（委員長退席、井奥委員長代理着席）  
○長野政府委員 まず、三洋証券は特殊なケースであるが、他に類似するものはないかというお尋

われておるという例がござりますから、そういうた方向で考へるべきではないかというのが一点ござります。

おるものと証券会社の一般財産とせずに外部に積み立てるにによって、何らかの形のときがあれば完全に保護されるという形にすればよい。この

点も欧米の方が私どもよりもやや進んでおるような感じがいたしますので、その点もこれから検討課題として進めてまいりたいと思います。

〔井奥委員長代理退席、委員長着席〕

（各）委員 今ヒックノンと申すことで進んでおるわけであります、ビッグバンというのは、從来から言われておった譲送團行政、審行政と申しますか、大和銀行のとき、あの事件も大変なことで大きく議論されたわけであります、これからの方別といふようなことであるわけですが、どうも今回のこの三洋証券の処理に關いたしますが、どうもこの三洋証券の処理に關しては、またそのようなやり方が行われておるのではないかというようなことが言われておるところでございます。

一方、これに黒田証券が先日大蔵省の要請で百億を出すように決まったようですが、このときにこの発表文の中で、大蔵大臣から支援協力するよう指示があつたというような文言を入れております。これは、当然ながらわけのわからない支出が出てまいりますと株主代表訴訟の対象になりますから、こういうことをこの企業はどうしても避けたいという観点から、このようにしたというようなことでござります。大蔵大臣、このあたりのことにつきましてどのようにお考えか、御答弁をお願いいたしたいと思います。

○長野政府委員 先ほど御指摘いただいたしました四百四十億ぐらいの顧客資産を全額保護される、そのやり方は、いろいろ法的に細かなことは省略いたしますが、わかりやすく申し上げれば、寄託証券補償基金がお客様の資産を全部肩がわりをしてしまうということをございます。そういたしまますと、そこに会社の資産・負債を整理していく上でのロスというものが寄託補償基金にかぶってくる、それが二百数十億であろうと先生がおつしやられた数字でござります。それが寄託補償基金は現在残高が三百億余りありますから、その占めでは備えはござりますけれども、将来の備えといふことも考えますと、全部そのまで、寄託補償基金の中から全部払い切りなのか、それと

も少し証券界全体としてこの寄託補償基金というものを充実すべきかという御議論がございまして、業界のリーディングカンパニーである野村証券において百億円程度の御負担をお願いする。それから証券三社が、今御返事いただいておりますけれども、この三社合わせて百億円ぐらい。これは現在拠出するのではなくて、将来また寄託補償基金の資金が必要になつた場合には備える準備をしておくということでございます。そういった御協力につきまして関係者の円滑な御理解をいただきますよう、大蔵大臣談話の中で、野村証券あるいは証券界全体、そして主要証券会社につきまして、それぞれただいま申し上げたような立場で御協力をお願いしたいということとござります。もう一つは、先ほどちょっと三行についてお触りになりましたけれども、そもそも四百四十億前後の資産を肩がわりするといった場合には資金繰りが必要でございますから、それは、かねて三洋証券の主力銀行でありました三行におきましてその資金繰りの御支援を願うということも、あわせて大蔵大臣から談話として発表していただきました。

で、透明性の中で全方が尽くしていく法律的枠組みの中で取り組むわけがございますから、そういう点をサポートしていくこと、主管大臣として、顧客の保護という証券会社のこの基本的な命題に沿っていかなければならぬ、こういうことで、株主である三銀行、そして証券界のリーディングカンパニーである野村証券に要請を申し上げる、こういうことでお願いを申し上げ、まず顧客の保護を第一として考えさせていただいたところであります。

金融機関は、預金者、顧客との信頼関係がその基本でございます。昨今の状況、信頼関係がいまいちなところに来ておりますものですから、行政として、政治として、顧客第一主義、こういうことで、主管大臣としてその支援要請を申し上げたところでござります。

○谷口委員 先ほど申し上げました、ビッグバンの進展とともに護送船団行政との決別をぜひやつてもらいたい。もうだめなものはだめなんですから、それに社会的にコストのかかるようなことをしてもだめなんですよ。そういう観点でこれから対応する必要がある、このように強く申し上げたいというふうに思います。

またあと時間がないですから、証券局長、一言だけちょっと御答弁をお願いしたいんですが、今のお託証券補償基金が、先ほど申し上げましたような財團法人になつておりますが、公益法人にする予定はありますか。

○長野政府委員 証券取引法上に明文をもつて規定された法人にすることが適切ではないかと見ております。その法人の性格等はまだ細目詰めなければなりませんせんけれども、法律上の法人格を持つていただくことが適当ではないかと考えております。これはアメリカやイギリスも同じでございます。

○谷口委員 いずれにしても、制度化されたものにぜひしてもらいたいというふうに思う次第であります。

その次に、時間がございませんので簡単に申し

上げますが、先日来のアジアの通貨危機、これは大変な状況でございまして、本年の七月二日にタ  
イのバーツが切り下げられまして、固定相場から変動相場に移行したわけであります、バスクエット方式でございましたが。その後アジア各国にこれが波及して、マレーシア、フィリピン、またシンガポール等々、ずっとこの通貨危機が波及をいたしました。

それで、先日、株が世界同時株安ということでお、香港から始まつたということでござります。この香港の状況を見ておりますと、ドルにベックした、ドルと完全にリンクした方式をとっておるわけでございますが、これを守るために大変高い金利をやらざるを得なかつた、この高金利が結局株式市場を大きく下落させた、このように言われております。これをよく考えてまいりますと、総理は香港発の世界同時株安だ、このようにおっしゃつていただけであります。実は、これは大変日本にも責任のある問題であると私は考えております。

長期にわたる我が国の不況、その結果、一つは超低金利政策をとつておるわけでございまして、これがもう既に三年目に入つております。このようない状況の中で、我が国のバブルが崩壊以降、我が国の邦銀であるとかまたゼネコンがどんどんどんどん東南アジアに進出していった、また邦銀は安易に融資をやつておつたといふようなことを言われておるわけでございます。また、この低金利が、一方ではアメリカ市場に行つたんではないか、これが八千ドルを超えるような米国市場のバブルとさえ言われるような高い株価をつけた一つの原因ではないか、このように言われておるところでございまして、そういう意味において、我が國のとつておる政策が世界全体の経済に与えておる影響は極めて大きい、というようにも思つわけでございます。先日来、財政構造改革特別委員会におきまして、いろんな議論がございましたが、その議論の中でも、超低金利政策を早くやめないと、これは我が国だけではなくて、我が国を取り巻く周

邊にも大きな影響を及ぼすんだ、このように言つておったところであります。

このような状況の中で、香港が大変株式市場が暴落いたしまして、今度は香港に対する、先ほど申し上げました邦銀の債権がまた不良債権化しているんじゃないか、このように言われております。このような状況の中で、現在の邦銀の、香港だけではなくASEAN諸国に対する債権残高並びに、そこまでまだ把握されておらないと思いますが、不良債権化するであろうと予測できるような金額があれば、御報告をお願いいたしたいと、いうように思います。

○黒田政府委員　お尋ねのASEAN諸国に対する邦銀の債権残高でございますが、BISの統計によりますと、昨年末、一九九六年十二月末で、インドネシアに対し一百二十億ドル、マレーシア八十二億ドル、フィリピン十六億ドル、タイ三百七十五億ドル、香港八百七十五億ドル、シンガポール五百八十八億ドル等となっております。その中でも、香港、シンガポールが金額が大きいわけでございますが、これは御承知のように、香港、シンガポールが国際的な金融資本センターになつてゐるということの反映であろうかと思います。また、タイに対してもかなりの額になつていることは事実でございます。

これらの債権の個々の状況については把握しておりませんけれども、全体として見ますと、邦銀のアジア向け債権のかなりの部分が日系企業あるいは地場の大手優良企業向けといふうに聞いておりまして、全体として不良債権化するとか非常に大きな問題になるとは考えておりません。

○谷口委員　時間が参りましたので、あとは、要するに、香港だけで申し上げますと八百七十五億ドルですか、十兆円近い金がかなりの部分不動産市場に流れている、これが焦げついておるのはないかというように危惧されるわけでありまして、それが我が国の邦銀の経営体質をより一層悪化ならしめておるというようなことさえ言われておるところでございます。この状況は大変大きな

問題でありまして、それがひいては、我が国の景気の腰折れ懸念さえ言われております、それに層拍車をかけるのではないかとうように今言われております。

この統計資料を見ますと、ASEAN四ヵ国我が国が、全輸出の四三%がアジアに行つてゐる。このような状況で、これらASEAN諸国が景気が沈滞化してまいりますと、これはダイレクトに我が国にも戻つてまいります。そういう極めて重要な時期でございます。

それにつけて加えて、今我が国として、アジアの通貨基金の問題もお聞きしたかつたわけでありますが、そこまで聞く時間がございませんので、これは次回またお聞きしたいと思いますが、大変な気そのものが危惧されておる状況の中で、アジアにおきます同時株安、また通貨危機の問題は大変重要な問題でありますので、大蔵大臣、ぜひこのあたりの状況も踏まえながら景気対策を打つていただきたいというよう申し上げまして、終わらうと思います。

○村上委員長 次に、西川知雄君。

○西川(知)委員 新進覚の西川知雄でございます。

きょうは、租特法の本人確認制度等に係る法律案、それを中心に少し具体的にお尋ねをしてまいりたいと思いますが、私としてはなるべく大蔵大臣にお答えを願いたいのですが、ちょっと口頭的な要素も入っておりますので、そのときはやむを得ませんが、「一応それも大蔵大臣からの発言であります」というふうにみなさせていただいて、質問を進めてさせていただきたいと思います。

最初の質問は、ちょっと初めのころは大蔵大臣に直接お尋ねしたい点がござりますが、十月三十一日の本会議で、私が今懸案となつておりますこの二法案について質問をいたしました。そのときは、橋本総理大臣がこういふうにお答えになりました。私は、外為法改正の趣旨及び税制の国際的整合性と今回の二制度の関係について質問をいたしました。そのときに総理大臣の回答は、「ト

の二制度は、議員御指摘のとおり、金融システム改革の理念の一つである公正という観点から整備をするものであります。」ということで、公正さを強調されておりました。

ところで、私が本案に対し質問を準備しておりますときに、ある新聞に、公営企業金融公庫と日本道路公団の政府保証債の発行、外債ですが、これについていろいろな大手銀行、大手証券会社と公営企業金融公庫等が、いわゆるマンデートをとるために接待合戦をやっていたということで、私は、先ほどの總理が言われた公正さというのはどうも担保されていないのではないかということです、大変危惧をして不快感を覚えたわけですが、この点については、私も内容を十二分に調査する時間がございませんでしたので、大蔵大臣の方でぜひ調査を命じていただき、そういうことがその後ないように、そしてこれらのピックアップの中止をさせていただきたい。また、その結果を委員会に報告していただきたい、こういうふうに思いますので、その点について大臣の御答弁をお願い申上げます。

○三塚国務大臣 ただいまの、報道の引用をされ

ての御質問であります。

金融機関は、業務の公共性にかんがみまして、社会的役割を自覚しながら業務運営することは当然であります。世の批判を受けるようなことはないようにしていかなければなりません。大蔵省として、当然のことではありますが、業務の健全性を確保するため、万全を期すように、今回の御指摘、さらに万全を期して適切な監督を行つてまいりたいと思います。

また、調べてほしいということについて、どこまでいきますか、内容を詰めるという意味で本件のこのことについてということで調査をし、機会を見て御報告をいたします。

○西川(知)委員 次に、これも最近の一つの事件でございますが、国税庁の職員と元国税庁の職員であつて税理士をしているある人が共謀をして、

いわゆる脱税指南をして、その脱税指南をしたことによって報酬を、賄賂を受けていた、こういうことが報道されております。司法の手に渡つているところでござりますから、その内容をお聞きするということではございませんが、これが事実であるとするならば、先ほど総理がおつしやつた公正さということを求められている現在において、私はゆゆしきことではないかというふうに思います。

たしか、乾課税部長とは前の国会で、税制特別委員会が予算委員会がどつちかは忘れましたけれども、私が、税の新しい商品に対しても税務当局の判断、これがなかなかあいまいなので、あらかじめそういう問題については、アメリカと同じようないわゆるアドバンスルーリングのような制度を考えてほしい、こういうふうに申し上げたところですが、そのときに部長は、たしか、その方向性は考えるものの、税というのは実質主義であるということをおっしゃいました。

私、ここで、本法案の詳しい内容に入る前に一つだけ申し上げておきたいことは、実質主義の原則というのは、実は法律には明確に定めてありません。実質所得者課税の原則というのは当然定められておりますが、実質課税の原則となりますと、余りにも課税当局の裁量が働き過ぎる。したがって、あるときには税務当局の職員が、一生懸命やつていらつしやるからでしようけれども、納税者に対して非常に高圧的な態度をとることも間々見られる。そのようなときにこういうような事件が起きてしまえば、国民としては税に対する公正さ、これに対し非常に疑問を持つてくると思いますので、この御答弁は大蔵省が国税局がどちらかわかりませんけれども、こういうことが一度もないような体制をつくとすることを、ぜひこの場でお約束をしていただきたいと思います。

きたところでありますけれども、今回このような事態に至りましたことは、極めて遺憾なこと考えております。

今後は、国民の税務行政に対する信頼を回復いたしまして、二度とこのような事態が生じることのないよう、職員の綱紀の厳正な保持について一層の努力をしてまいりたいと考えております。○西川(知)委員 そこで、本人確認制度のことについて、法案の具体的な内容等について御質問をいたしたいと思います。

実は、この法案というものは、大筋は法律の中で決められておりますが、細部の実務の運用については政令、省令に委任をされております。基本的には、一般的に法律と政省令の関係はそれでいいと思うのですけれども、殊にこの件に関しましては、実務というものが最も重要なことになつてまいります。

この本人確認制度について、外國の証券会社、日本と大半がござります。そもそもこういう本人確認制度といふもの設けること自体がけしからぬか、これが大半でござりますが、これについては、意見がございまして、私どもマーケットにはそういうふうに説明をしているところでございます。

この法案は、実は余り私がこういうことを言つていいのかどうかわからませんけれども、政府提案の案でござりますと、市場関係者の意見は神戸港に提出されるのでありますようけれども、必ずしも取り入れられるのであります。何回も意見聴取をしたり、意見反映したり、何回も意見聴取をしたりしないというのが通常であると思います。本法案では、そういう意味で、いろいろな利害関係がある特定の分野に重なっているということでありますけれども、大蔵省の主税局、特に国際租税課がいろいろなマーケットの意見をアメリカ等まで行って聞いてたり、日本でも何回かにわたって意見を聴取しております。そういう面では、この

法律の作成過程は非常に高く評価をしたいと私は思っております。

われております。しかしながら、それでは本當かどうかよくわからないという危惧も実のところはございます。

制度におけるやり方というのがある意味では慣行としてでき上がっていると思います。

制度におけるやり方というのか、ある意味では慣行としてでき上がつてていると思います。

デイアンが、ベルギーならベルギーの個人の非居住者性とか、日本から見れば非居住者というのはすぐ外形的にわかるわけですが、本人確認に必

重要な各種の要素についてどう確認するかについて  
は、それぞれの国におけるやり方もあるうかと思  
います。

したがいまして、そこはまさに現実的に可能な手法で、かつこの制度が求めていたる非居住者性、アメリカも同種のものを国際決済機構に求めてい

ることもありますので、これが一般的にユーロ市場で動いておりますから、その手法等も十分踏まえて、政令事項では、先ほど御指摘のような市場

の状況を踏まえて、的確に、きつ過ぎないよう  
に、また余り甘くともいけないわけとして、その  
辺は整理してまいりたいと思っております。

○西川(知)委員 それを理解いたしますところによると、本人の確認の状況というものが各国によつて違うのは、これは当然である。したがつ

て、その国において合理的だと思われる方法で非居住者が居住者であるかという本人確認をすれば、基本的には原則として十分である、そういうう

ふうに私は理解をいたしたいと思うのですが、その辺について、御確認だけお願い申し上げます。

○新井政蔵委員 原則として課税のやうな事は原則として  
者からの資金をということで非課税にしていると  
いう、我が國の税法上の特典といいますか、租税  
手帳制度がうつて、こしづきりしてやあつて

特別措置である以上、これが余りルーズではいけないと思います。ただ、私、信じ過ぎていのかも知れませんが、ユーロ市場というものの

まさにフロの世界ですし、そこでいいかけんなことをしても長い目で見て適当でない、そういう規制が自動的に働いていると私は思っております。

そういう意味で、非居住者本人がどうしたことを考えるかというのは、どうもそこまでは私ども手が及びませんけれども、カストディアンが、世

界的に通ずる常識のもとで、ユーロ市場というも

のを存続していくという気持ちの中でやっていた  
だけるならば、おのずから私どもが求めているもの  
のと同じレベルのものになつてくるのではないか  
と思う次第です。

かをさらに流す仕組みもできている。こういつたユーロ市場の現実の仕組みを踏まえて、先ほど申し上げた法律構成上の基本の姿の例外という形で七項を構成した。

人はそれを信じるよりほかない、こういう制度になつてゐるわけです。

い、しかし売った相手先がやはり同じ非居住者であつた、そういう場合は報告をしなくとも結構

たものというふうにみなしますよ、こういう契約書

○西川(知)委員 ところで、本制度の確認方法といたしまして、法律は二つの制度を書いているわけです。一つは、非居住者または外国法人が非課

したがって、実態として、原則とか例外という  
のは適当ではないかと思います。現実には七項が  
動いていくのだと思いますが、法律構成としては

を結んでおく。ですから便りのないのはいい便りであるというような構成をしておく、こういうふうとあると私は今の局長の答弁を解釈したんです

税の適用申告書といふものを直接提出する制度と、あとは先ほどから私が例を引いて申し上げておりますカストディアンが入った場合、この二つ

○西川(知)委員 ところで、具体的な本人確認義  
す。 そのような仕組みをとつたということをごさいま

○薄井政夫委員 仕組みとしては、委員御指摘の  
が、それで正しいかどうかお答え願いたいと思  
います。

の措置といふものが規定されておりまして、一番目の措置が一番目の措置に対してのみなし規定といふふうになつております。こういふふうな原則とみなし制度を設けたといふ理由、これについて

務の作業については、第一回目の作業については、外債の発行後四十日目以降というふうに政令で規定をすることになつております。そして二回目以降については、例えば前投資家が非居住者であつた場合こゝ、その別名「ハロ」ことにもう

○西川(知)委員 それで、少しまだややこしくなりますけれども、これは、これからビッグバンというものが実はこういうところをきちっとして

○薄井政府委員 御指摘のように、条文では六条におきまして、四項におきまして原則を書き、原則となるべき姿をここで決めて、それに対応するものとして七項で措置をしている、これがユーロ

一度そういう日本人確認義務を果たす必要はない。というよりも、本人確認義務を果たさなくとも非居住者がずっと持ち続けるのであれば報告はしなてもよろしい、こういうふうになっているとこ

しかなしとしになしとし、二つの例でござりますので、非常にややこしくなつてある意味では申しわけないんですけれども、お答えを願えればと思ひます。

市場に適合しやすいものとして構成しているわけですが、的確にその理由を説明しろということであれば、私はこう考えております。

民間国外債の利子受領者の本人確認の方法としては、素直に考えたときには、やはり非居住者、外国法人である債券保有者がじかに、発行体を経由してということになりますが、税務署長に自分はこういう者であるという法律構成をとることが基本であろう、現実的とは申し上げませんけれど

ところが、発行後四十日をたつ後、それから民間外債が軒々と流通をして、そしていろいろな人に渡つていつた、こういうふうに仮定をいたします。しかし、その外債は依然非居住者が持つてゐる、こういう仮定を置きました場合に、しかしながら、やはりコストディイアンとしては、果たしてそれは非居住者が持つてゐるのかどうかということを毎利払い日ごとに確認をしないといけないと、いうことに美祭にはなると思ひます。

ばアメリカならアメリカの証券会社、これが上部の例えはカストディアンとして存在をしている。これは基本的には当初は非居住者の投資家に外債を売るということになると思いますが、その外証をXといたしますと、その外証Xの口座の中に例えれば別の外証が口座を持っている、そういう例が一つあると思います。もう一つの例は、外証Xの口座の中に日本の証券会社、例えはAといたしますと、そのAが口座を持っている場合がございます。この二つが基本的にはあると思います。

その基本に對して、ユーロ市場の特殊性、かつてあるからといってユーロ市場をこうしてくればと日本からだけ申し上げるわけにいきませんから、ユーロ市場において今動いているやり方、例えばユーロ市場においては債券保有者本人の住所、氏名の情報を発行体に流す仕組みになつてない、あるいは一般的に債券は金融機関に保護預かりされている、また当該債券を預かる金融機関は債券保有者が非居住者であるかどうかを把握しておられる、債券保有者が非居住者であるかどうか

この制度は非常にやごこくて、国内の発行体がいて、支払い代理人がいて、その向こうにユーロクリアとかセデルバンクとかそういうところがいて、そしてカストディアンが何社もいる、そして最後のカストディアンが投資家に対して保管機構として実際に証券を持っている、ざつと言えばこういうような形になっているわけです。この制度の元では、本人を確認してその情報を流すのは一番下部の、一番下流にあるカストディアンが流さなければならない、何層にもなっている上の

その外証Yまたは日本の証券会社Aの顧客、これが新しい債券を買いたいといったことを前提としてみると、そういう場合にどういう方法で本人確認をすればいいのか、まだそれがすればいいのかということが第一問でございます。

第二問は、例えば、先ほど申し上げました外証Xが非居住者に対する外債を売っている。ところで、その外証Xに対して口座を持たない会社、例えば外証Yそれから日本の証券会社Aというものが外証Xの投資家からその債券を自分の投資家に

売りたいということになつた、それでまた売ったということをやらないといけないと思うんですが、この点についてどういうふうな方法で本人の確認をするのかということについて、すごくややこしくある意味で大変と思うんですけれども、ぜひその辺をマーケットは聞きたがつておりますので、お答え願えればと思います。

## 〔委員長退席、井奥委員長代理着席〕

○薄井政府委員 私の錯覚でマーケットが誤解するといけませんものですから、もし御質問を取り違えていた場合にはまた修正させていただくというところで、今伺つた限りで、非常に複雑なケースについての私の整理を申し上げたいと思います。

今おっしゃつていただいたYという方は国外にあるX以外のカストディアンであるということで、そのYが非居住者にすべて売つてあるならば、それはそれでXに対しては連絡をする必要がない。ただし、本人確認はここでしていないといけない。もしYが居住者にも売つているということであれば、その旨をXに対しても伝えなければいけないということにならうかと思います。

それからもう一つの、なかなか頭の整理がつきかねますが、日本の証券会社、国内にある証券会社がXとの関係で御指摘のような事態が生じたという場合には、国内の証券会社ですから、非居住者に売る場合それから居住者に売る場合、あり得るわけですが、居住者に売る場合は水際源徴の対象になつてくるではないか、それから非居住者に売る場合には非課税ということになつてくるかと思います。

そうしますと、Xとの関係で、Xというのは、アメリカならアメリカのカストディアンで大きなものがあつたとします。そことの関係でいいますと、これをどういうふうに連絡したらいいかという問題が確かに残るかと思います。この辺は、先ほど最初に御指摘ありました、必ずしも詰め切れおりませんので、状況を分析しまして、ある

いは聽取しまして適切に対応していくべき分野だと思つております。

○西川(知)委員 局長、「一番のX」というところに外証のYなり日本の証券会社のAというものが口座を持つている場合のことになります。

出でるといふことは、可能性としてはないわけではないといふうに思います。すなわち、一番思われる本人確認をやつたと。そして一生懸命やつて、しかしながら、非居住者であると思つていただけれども実は居住者であったということがあり得ると思います。

例えれば、日本の租税法の概念で非居住者というのは、一年以上日本を離れて外国にいるとか、ま

た一年以上離れようという意思を持つて日本を出た人は直ちに非居住者になるのですが、ところが、初めはそういうふうに言つていながら、うそをついて、実は非居住者要件を備えていなかつたという場合もあると思います。そして下部のカストディアンになるんではないかと思います。

○西川(知)委員 ですから、今言われたことは多分こういうことかと思うのですけれども、新しい外商Yが、例えば口座を外商Xに持つていいない場合で、外商Xが百持つていて、そのうち二十を外商Xが本人確認をした後に譲り受けたという場合には、改めて外商のYというものがセデルなりエーロクリアに報告を、通知をしないといけないということだと思いますが、それでいいかどうか御確認をお願いします。

○薄井政府委員 今の関係だと、そういうことに

なるのかと思ひます。

そこで、あと最後、ちょっと二つややこしいことをどうか確認をしておきたいのですけれども、法の第六条の第十四項といふのに、これは政令事項ですが、本人確認の制度についていろいろな具体的な内容を政令で定めるということになつております。

非課税の適用申告書については、法律では原則として書いてあります。実務上は極めて例外でござりますので、その点に関する政令事項といふものは御説明願わなくとも結構でございますが、利子受領者情報の通知、その通知に係る情報の保存及び管理に関する事項等々のことで、先ほど私の方を聞きつづ定められるということでございまます。

この辺は、厳密に法律をぎりぎりと詰めますと、いろいろややこしいことになると思ひます。

というのは、発行体自身が源泉徴収義務者でございませんから、彼の過失、無過失とは無関係に法律が適用されることになると思います。

しかしながら、自分のあすかり知らぬところで、カストディアンもちゃんとやつた、しかし最後の投資家が悪意の投資家であつたという場合に、一〇%の税金、そしてペナルティー、延滞税も、こういうことがわかるのは当然のことながら一年後とか二年後でどうやら、毎年一四・六%にも上るような税金を払わないといけない可能性が出てくる。こういふことは非常にアンフェアであつて、市場の公正さ、またはこの民間国外債についての本人確認制度について、マーケットが、また諸外国が疑いを持つてくるといふようなことも考慮られますので、この辺のことについては、ぜひそういう事態を十二分に勘案をして、執行なりこの法の適用をしていただきたいということ

を、これはお答えしにくいものでありますから、私の主張または要望として申し上げておきたいと思います。

○西川(知)委員 その件はまた政令を策定されるときにお話をしたいと思うのですが、一つ確認を受けた利子支払い者の通知内容の保存に関する事項などを政令事項として予定しております。

○西川(知)委員 その件はまた政令を策定されるときにお話をしたいと思うのですが、一つ確認で

ますが、利子受領者情報の通知という項目がござい

すけれども、この通知というのは、私の理解しているところでは、書面でする必要は必ずしもない。例えばインターネットでも利用してやれる、またその他の方法でもいい。ただ、後で調べられたときに、調査が入ったときに、確かにやりましたということの準備さえ整えておけばいいというふうに理解しておるのですが、それでよろしいでしょうか。

○薄井政府委員 利子受領者情報が最終的には利子支払い者、発行体に行くわけございまして、そこへ行くについての媒体に関しては、現実に活用されている、利用されているものであれば問題はないと考えております。

ただし、税務署に対しては、利子支払い者から利子受領者確認書が提出されるということになります。

○西川(知)委員 それから、いつも税法を読むとなかなか難しくて、十回ぐらい読んで初めて意味がおぼろげにわかるというのが通常だと思うのですけれども、この法律の中で、支払いの取扱者とそれから保管支払い取扱者と利子の支払いをする者という定義があります。そこで、これがそれぞれどれに当たるのかということを少し確認をしていただければと思います。

○発行体 支払い代理人、それから金融機関、上部のカストディアン、下部のカストディアン等々がおりますが、支払いの取扱者、保管支払い取扱者、利子の支払いをする者は、それぞれ定義規定は一応置かれているのですが、具体的にどうかといふことはなかなかわかりにくいので、その辺をちょっと念のため答弁いただければと思います。

○薄井政府委員 利子の支払いをする者は、一般民間国外債を発行したいわゆる発行体、国内法人を意味します。また、支払いの取扱者は、利子の支払い者と利子の受領者との間におります金融機関で、市場において利子の流れを仲介している方のことをいいます。また、保管支払い取扱者は、利子の受領者から、最後の人ですね、直接債券の保護預かりを受けている末端のカストディアン、

金融機関をいうことになります。

○西川(知)委員 そのとおりだと思います。一つだけ確認をしたいのは、利子の支払いをする者というのは、発行体プラスその支払い代理人であるという意味で答弁されたと思うのですが、そのとおりでしょうか。

○薄井政府委員 そのとおりです。

○西川(知)委員 具体的な質問はこの程度で終わりますが、基本的に政令、省令事項で、ビッグバンと申しましても、こういう簡単な制度だな、本人を確認すればいいんじゃないかという制度であるというふうに思われている方もいらっしゃると思っています。これはビッグバンの世界の流れの中でも、外国の金融機関が極めて心配をしている事項でございます。ですから、先ほども大蔵大臣が申されたように、こういうビッグバンの法律の中に、市場関係者の意見を聞いて、そして国際水準に合ったような制度をつくつていかねないと、日本においては、なるだけ多くの機会にマーケットのビッグバンというものの自体が、形だけはできても中身は崩壊してしまうということになると思います。

そこで、十月三十日の本会議のところで私が経理に質問をしました中で、税の利下げ競争ということについて触れました。この点については、現在、OECDで具体的な検討が進められていて、日本も来年春の報告取りまとめに向け積極的にこの作業に参加している、こういう回答がございました。

これは、税の問題、国際協調の中で非常に重要な問題ですが、余りオープンに取り上げてこれらなかった問題でもござります。したがって、積極的に大蔵大臣から御答弁願えればと思います。

○三塚國務大臣 御指摘のとおり、OECDにおいて検討が行われております。同時に、リヨン、デンバーワサミットにおいても行われており、特に累次にわたるG7の蔵相会談において、このことに対する支持を表明いたしておるところでござります。来春の報告書取りまとめに向け大蔵省としてもこの検討に積極的に参加をしてまいることであり、詳細、主税局長から報告させます。

○薄井政府委員 今大臣から説明したことの中の技術的な面について補足させていただきます。経済のグローバル化というものが進展する中で、各国、国によっては外国からの資本を誘致したいという気持ちから、税の引き下げ競争を行っていると見られるケースが目についてきてるわけでございます。そういうことが行われますと、結果として、金融というようないわゆる足の速い活動の分野では税負担が減少していく一方で、いわゆる足の遅いといいますか、労働だと消費に伴う税の方へシフトしていく、同じ税収が必要であれば、そういった税体系の中立性とか公平性が損なわれる方向に結びつきかねないという懸念が一つございます。またもう一つ、課税ベースそのものが侵食されるという面もあります。また、資本移転とか経済活動がゆがめられる、税金が安いからといってそこに流れていくという問題も生じるおそれがある。

こういった問題意識から、昨年の六月にOECD租税委員会で検討が始まりまして、具体的には、どのような税制が税の競争につながる有害な税制となるかということの判定基準、さらには各國がどのような対抗措置をとることができるか等について、議論を重ねてきておるわけでございました。

これは、税の問題、国際協調の中で非常に重要な問題ですが、余りオープンに取り上げてこれらなかった問題でもござります。したがって、積極的に大蔵省がやっていらっしゃるということです。これが、この具体的な検討状況いかんということについて、大蔵大臣、御報告を受けておられるなら、大蔵大臣から御答弁願えればと思います。

これは、これから日本の金融マーケット、これを占う上でも非常に重要な問題でございますので、政府の方でいろいろとたたき台の交渉はされると思いますが、ぜひ、我々国会の意見、そしてその議論の中に生かしていただきたいというふうに思います。

最後に、あとまとめでございますが、この税の問題というのは極めて具体的な法律になりますとややこしくてよく内容がわからぬといふことで、法律をつくっている人は多少というかよくおわかりになつてゐるかも知れませんが、国税の職員の方、税務署の職員の方でもよくわからない。それから、私が弁護士をやっておりますときにも、いろいろと外国から、この税法について意見書を書いてくれということで、意見書を書く機会がたくさんあるのですが、なかなか税法というものはややこしくてよくわかりにくいというのを私は指摘をしておきたいと思います。

したがつて、今後、税法をつくられるときにも、ぜひわかりやすい法律の形でつくっていただきたい、税金というのは国民が自分の一生懸命働いた中からお金納めるものでございますから、その法律が国民にわかりやすい形で書かれていないければ、一体何で取られるのかなとか、どういうふうに解釈したらいいのかなどといふことがたくさんございますので、その辺のところはこれから法律をつくられるときでもぜひお願いしたいと思いますので、この辺については、大蔵大臣の最後のコメントをお願いしたいと思います。

○薄井政府委員 委員御指摘のように、租税の大原則の中に簡素、シンプリシティーという問題がありまして、納める立場の納税者がわからない税制というのは望ましくないというのは、もう御指摘のとおりだと承知しております。

その上で、法律をつくる立場、つくるというか準備させていただく立場での悩みを申し上げますと、きょう御質問いただきましたように、経済現象は極めて細かくまた複雑でございます。その中

で、いかに権利義務関係を間違いないのないように書くかとなると、どうしても技術的に細かくなってしまう面があります。シンプリシティー大事にしつつ、かつ混乱の起きないように今後努力してまいりたいと思います。

○三塚国務大臣 難解な法律のトップが税法だと思います。国際弁護士であり法曹人の議員が悲鳴を上げるのでは、普通の方はみんな悲鳴を上げる。しかしながら、これも重要な経済活動の基本でありますから、正確性を期するということになりますとそのようになるかと思いますが、御説のように、やはり同じやすく、わかりやすく、解説等の広報を積極的に展開をしていくことが極めて重要だと感じました。努力をしてまいります。

○西川(知)委員 私の質問を終わります。

○井奥委員長代理 次に、末松義規君。

○末松委員 民主党的な末松義規でございます。

実は今、民主党で政府委員の廃止制度というか副大臣制、これを支持しようということでやっていますので、私もそれをきちんと守りまして、政府委員という形ではなくて政治家同士の話をさせていただこうとして、それで申し上げましたら、大臣に聞けば何でも答えていただけるといふお話をいただきましたので、ちょっとと法律審議ということで非常に技術的なものもありますが、そこは機転をきかせて、いろいろなお話をさせていただきますが、おつき合いいただきたいと思います。

日本も来年四月からビッグバンということで、外為法改正をして、そして我々の資金も対外的に自由に移動するという判断をいたしました。これらの自由化された対外取引で、今度は税の捕捉といふことが重要になってくるのは、私もまさしくそのとおりだと思います。この原則は税の公平性ということであって、まことにこの日本で税をしこたま取られているのにさしくこの日本で税をしこたま取られているのかかわらず、海外に行くと金銭税金を取られない

という話であれば、千二兆と言われる日本の資産が一挙にまた海外に出ていってしまう、それもしまる面があります。そういう意味での牽制、しっかりと混乱の起きないように今後努力してまいりたいと思います。

○三塚国務大臣 難解な法律のトップが税法だと考へるのか、あるいは税の捕捉というその執行をどこまでのポイントで位置づけることが今の現状で一番妥当なのかということであろうと思います。

この法律を論ずるに当たりまして、私は三つの視点からこの法律を論じたいと思います。

一つは、この法律によつて影響をこうむる金融関係者の負担、これをできる限り最小化していくべきでないという点と、それから私たち自身、サービスの利用者の便宜に十分配慮して、そして使いやすい、そういったような法律でなければいけないという点がまず第一点であります。

第二番目は、先ほど申し上げましたが、税の公

平性ということからくる税の捕捉などの程度実効的なものにしていくのかどうか、そしてその体制が実際に妥当なものであるのかどうか、その点について、やはりここで一つの線を出していかなければいけないと思います。

三番目が、これは大きな流れなのですけれども、またいろいろな仕事ができてくると、行政改革という観点から行政のスリム化というものをやつておりますから、税の捕捉という点もあつて一挙に仕事がふえたといった喜ぶような時代ではない。そういう意味で、この行政のスリム化という点も観点に入れながらこの問題を論じていかなきゃいけない。

日本も来年四月からビッグバンといふことで、外為法改正をして、そして我々の資金も対外的に

自由に移動するという判断をいたしました。これらは税の公平性といふことであつて、まことにこの日本で税をしこたま取られているのにさしくこの日本で税をしこたま取られているのかかわらず、海外に行くと金銭税金を取られない

ます。ちょっと私も銀行業界の方にいろいろ聞いてみたのですが、銀行業界の方では、最初五百万円ぐらいでいいのじゃないかということを言つておつたという話を聞いております。

ただ、大蔵省の方は最初百万円ということをとても本當の意味で税の捕捉というものを真剣に考へるのか、あるいは税の捕捉といつてその執行をどこまでのポイントで位置づけることが今の現状で一番妥当なのかということであろうと思います。

この法律を論ずるに当たりまして、私は三つの視点からお話をさせていただきたいと思います。

一つは、この法律によつて影響をこうむる金融関係者の負担、これをできる限り最小化していくべきでないという点と、それから私たち自身、サービスの利用者の便宜に十分配慮して、そして使いやすい、そういったような法律でなければいけないという点がまず第一点であります。

第二番目は、先ほど申し上げましたが、税の公

平性ということからくる税の捕捉などの程度実効的なものにしていくのかどうか、そしてその体制が実際に妥当なものであるのかどうか、その点について、やはりここで一つの線を出していかなければいけないと思います。

三番目が、これは大きな流れなのですけれども、またいろいろな仕事ができてくると、行政改革という観点から行政のスリム化というものをやつておりますから、税の捕捉という点もあつて一挙に仕事がふえたといった喜ぶような時代ではない。そういう意味で、この行政のスリム化といふことからこの問題を論じていかなきゃいけない。

日本も来年四月からビッグバンといふことで、外為法改正をして、そして我々の資金も対外的に

自由に移動するという判断をいたしました。これらは税の公平性といふことであつて、まことにこの日本で税をしこたま取られているのにさしくこの日本で税をしこたま取られているのかかわらず、海外に行くと金銭税金を取られない

ません。そういう意味で、ある程度の許容範囲を持つてやつていくことで、私も最初から反対する気にもなりませんが、これは市場を見なさいはそういうきちんとした税の捕捉ということが重要であるのですが、問題は、この法律がどうまで本當の意味で税の捕捉というものを真剣に考へるのか、あるいは税の捕捉といつてその執行をどこまでのポイントで位置づけることが最も重要なことです。

これまで本當の意味で税の捕捉といつてその執行をどこまでのポイントで位置づけることが最も重要なことです。

○三塚国務大臣 先ほど来、前質問者からも出ておりました。当初、御承知のとおり百万円でございました。これも欧米の資料情報制度の例を参考にしたわけでございます。その後、立案に当たりまして、それぞれの深めた調査研究というのとを基本につつ、なかなか外為法改正による自由化の趣旨を尊重するということからいたしまして、実効性のある資料情報制度を構築するためには最

小限の情報資料の提出を求めるという観点から、上と下がありました。二百萬が適正な水準ではないかなどということで判断をしたということです。

○薄井政府委員 補足をさせていただきます。

先ほどちょっとと触れましたが、我が国の場合、銀行口座の所在に関する情報制度が残念ながらございません。そういう事態、それから外為取引の実務等を総合的に勘案しないといけない、また今回新たにこの種の措置を設けるということで、悩みあぐねた結果、二百万円という数字にしたわけですが、これがどうか、その点について、やはりここで一つの線を出していかなければいけないと思います。

○末松委員 これはどこを起点にするかといふこと

とですか、実際こういうものは一たんやつてみ

て、もしこれはおかしい、あるいは実情に合わないという話であればすぐにこれを変えていくといふ面と、それから法の安定性というものもありますから、その辺が一番悩ましいところだったので

しょうけれども、その意味で、実際にアメリカに比べて多分これは一倍ぐらの額でしょし、フ

ランスに比べてもやはり二倍ぐらの額のかもしつがありますけれども、それを国税庁の基準に合



等は、多分実務上、送金依頼書と告知書とを兼用するという対応をするのではないかと思つております。

○末松委員 じゃ、それで兼用していけば保存期間は必要ないということを今確認いたしました。

それから、今度は我々利用者の負担をできるだけ少なくするよう、特に我々の便宜を図るという意味なんですけれども、この三条で本人確認というのがあります。法律によれば、住民票とか法人登記簿とか政令で定める書類となつてありますけれども、これは我々一般に持つてるのは、一々送金のたびに市役所に行つてあるいは区役所に行って住民票を持つてくるなんというのは大変不便なわけですけれども、例えば免許証とか健康保険証とか、そういうふうなのはだめなんですか。

○薄井政府委員 技術的ですので答弁させていただきます。

御指摘のように、一番はつまりしているのは住民票の写しがと思いますが、現実には御指摘のようないいとだめなんじやないか。というのは、あとほんとに書いてないからなんですよ。政令で定めるという話になつたら、あと何が入るのかよくわからぬ。それで、先ほども例えは税務署長の承認といふことにあります。それを政令で言うからみんな不安になつてくるわけですよ。それは何か大蔵省がすべて裁量でやつちやうんじやないかといふ話になるんですね。だから、そういうことをきちんと法律になら書けないのかというのを、大臣の方にぜひお伺いしたいと思います。

○末松委員 住民票とか、本当に本人確認できるんですかね。その本人の写真がついてなくて、人の住民票を持ってきて、これだよ、それは私だということを言つても、全くその確認のしようもないんじやないか。例えは運転免許証であれば、それは写真を見て似ているか似ていなければ、それが正しいかと判断はできることを言つて、そこは実際にどうな

○薄井政府委員 そうおっしゃられるとその通りの面はあるのですけれども、告知書に虚偽の記載をすればそれは罰則の対象になるわけとして、それが正しいかどうかを横から見るために書類と一緒に見せていただくということでございまして、通常は住民票の写しがそういうふうに使われることは考えておりませんが、確かにそういう面はあらうかと思います。

重ねて申し上げますが、虚偽の記載をすれば、そのことは罰則の対象になるということであります。

○末松委員 ちょっととテクニカルに走りましたけれども、私も、先ほどの西川委員のお話と非常に同じ話をしますが、政令で定めるといいますか、そういう書き方をしているわけです。先ほど

の報告用の磁気テープもそうなんです。これも、税務署長の承認があればという書き方になつてゐる。どう私は、先ほど西川委員が言われたように、法律は国民にわかりやすいような形にしなければいけない、全くそのとおりだと思うのです。

そのときに、この法律だけを見たら、住民票じゃないとだめなんじやないか。というのは、あとほんとに書いてないからなんですよ。政令で定めるという話になつたら、あと何が入るのかよくわからぬ。それで、先ほども例えは税務署長の承認といふことにあります。それを政令で言うからみんな不安になつてくるわけですよ。それは何か大蔵省がすべて裁量でやつちやうんじやないかといふ話になるんですね。だから、そういうことをきちんと法律になら書けないのかというのを、大臣の方にぜひお伺いしたいと思います。

○薄井政府委員 御説は、かねがね政省令の際にそういう論議が出るところでございます。今回のビッグバンへの移行に向けての改正新法でございまますから、先ほど来本人の確認書類の具体的範囲について、現行制度とのバランスを配慮するといふのが一つあります。同時に、顧客の便宜性と制度の実効性を総合的に定めていかなければなりませんのか、それとも実際はそういう一連の行為を見た三十万円の罰金なのか。その辺というのはどういうふうに解釈しておりますか。

○薄井政府委員 今御指摘の、送金一回当たりに一千円以下の罰金または二十万円以下

のですが、現在検討中でござります。

この確認書類は実務的、細目的な事項でございまして、本法に記載することはなかなか膨大なものになりますということもあり、法律の委任を受けて、当然ながら政令、こうしたことになります。そういう観点で今後に対応してまいりと。御趣旨はよく体します。

○末松委員 まさしく膨大な話になるとあれなんですが、住民票といったのと運転免許証では全然手間が違いますので、まず利用者の便宜を考えていらんだということからいければ、運転免許証とか

保険証とか、そういうところから法律をこれから記載していただきたい。それが国民の便宜の観点からいけば無用な不安を与えないことだろうと思ひますので、それはよろしくお願ひ申し上げます。

先ほど罰則のことが話題に上がりましたけれども、罰則というのは、見ますと、二年以下の懲役あるいは三十万円以下の罰金という話になつていますね。これはちょっとと便宜という話ではないのですが、実際にクリアにこういうルールをつくつた場合に、これに敢然と違反する人がいるという話になると思います。

例えは、金融機関とある企業が結託して虚偽の報告、うその報告をどんどん、実際は二億円、三億円送つてあるにもかかわらず、一二百万円だといふ記載ができるかもしれない。こういったときに、例えは一件につき二十万、三十万というのを見つけること、逆に言うと、必ずしも一件一件にするということではないということであります。

○末松委員 悪質の程度によるということなんでしょう。

私は資料情報制度の限界ということを申し上げるのですけれども、実施の大蔵省自身が特に一番よくおわかりとは思いますが、この制度は本当にもうろい制度であります。税捕縛といつても実際にどれだけとれるのか、本当にそこはお先が真っ暗という話だらうと思います。

送金先の国へ必要な情報を、例えは税当局から、この人について疑惑がありますからこういう情報を下さないと言つたときに、相手の国が、そん

から虚偽記載があつた場合にはそういう罰則がかかることになつております。

それで、大量にそういうものが出てきたときには、これでは低過ぎるのではないかといふ御指摘かと思います。そのあたりは、併合罪といふことをどう考えるかということだと思います。

懲役刑につきましては、一年と書いてありますから、併合罪が適用になつたときにはその一・五倍、一年六ヶ月となりますし、また罰金の方は、併合罪の数が幾つになるかで、それ掛けた二十万円ということが上限になつたときにはその一・五倍、一年六ヶ月となりますし、また罰金の方は、併合罪の数が幾つになるかで、それ掛けた二十万円といふことがあります。そのあたりは、併合罪といふことをどう考えるかということだと思います。

な情報なんかやれない、例えばタックスヘーブンの国とか、これは香港とかパナマとかパミューとかいろいろとあるわけですが、それらの国に金が流れ込んだら、あるいはそちらの方に向いたら、ほとんど情報がとれない。さらに、例えば厳格な情報秘密を課している国、スイスなんかですね、スイスの当局に対しても、この人に関する情報を下さいと言つても、これがなかなか上がつてこない。また、日本と租税条約を結んでいない国、情報収集のシステムがない、そういう国、租税条約を結んでいるのは今四十四カ国かと思いますが、それ以外の国はどうやって情報をとるのといふことなんです。

大臣、これはどう情報をとつていこうとしているのか。大臣のお考へがございましたら、お伺いしたいと思います。

○三塚国務大臣 極めて重要な御指摘であろうかと思います。

租税条約に基づく情報交換については、相手国との制度の違いなどもございます。しかしながら、今後とも適切な情報交換の進め方について今より深めていかなければならぬと思っております。

ただいま議員の御質疑でございまして、二国間の租税条約での情報交換も当然であり、それを大幅に超えるものでござりますから、国際機関の中で、国際会議の中で、本件について、我が国の金融システムの変わりましたことを説明しながらいきことも一つでありますし、今後、政令に向けての作業の中で努力をしていくということになります。

○薄井政府委員 補足させていただきます。

租税条約の御指摘あるいは外国からの資料情報という面がございましたが、委員御指摘のように、外からもらうものについては完全なものではあり得ないわけです。

この点につきましては、大臣説明しましたように、租税条約等を活用して、できるところからはより多くもらおうという努力をするわけですが、

今回の資料情報制度は、日本から外国に金が送られる、あるいは外国から日本にお金が戻ってくる、このときに日本の銀行あるいは日本に所在する金融機関それから郵便局を経由して送金等が行なわれますから、そこから税務署に対して情報をいただくことにより、海外に何かがあるんだろう、あるいは海外に何かをつくろうとしているんだろうという行為の端緒を見つけることができるということです。これまでにできなかつたことがこれまでにかなりカバーできるのではないか。

それでも不十分かとは思います。所得を申告させたわけではございません。お金の流れを、金融機関というところを経由したときに金融機関からいただくということですので、直接的なものではありません。ただし、税制なりこのようないくつかの課税ができるかと思います。ただし、税制なりこのようないくつかの課税ができるかと思います。ただし、税制なりこのようないくつかの課税ができるかと思います。ただし、税制なりこのようないくつかの課税ができるかと思います。

○末松委員 これによつてその端緒を得られるというのは、僕もすばらしいことだとと思うのですが、ただ、その端緒が得られて、ではどうするんだ。

○末松委員 これは私がオーストラリアに何億円か送つたとして、そして端緒が得られました。それで、あなたはオーストラリアに何か何億円送つたけれども、どうなつてているんですかと言われて、いや私は実は土地を買つたんです、そうなんですといふことを言つた。もし事実じやないと言うのだ。

○末松委員 これが私の端緒です。そこで、私は土地を買つたといふことを言つた。もし事実じやないと言つた。つまりあなたが勝手に調べてくださいよと言わ

ります。

○薄井政府委員 同様に、例えば納税者番号をつくつたらいいじゃないかとかいろいろあります。それは税務当局にとっては非常にありがたいことですけれども、それによって納税者はプライバシーを侵されるとか、あるいはいろいろな受取義務を負うわけですから、そこの国と個人のバランスの中でどこまで義務づけるかということを考えないといけないと思つております。

○末松委員 そういう意味では、御指摘のように、この制度を設けたことは、私ども、ないよりは非常にバランスになると思います。実際に、仮に調査を行ければ、もしオーストラリアがそれについて重要な情報を知らせないならば、これは国税庁の人が海

外までどんどん足を運んで勝手に調べてくるのですか。それはどうなんですか。

○薄井政府委員 国税庁が専門ですが、私の知識からすれば、外国の領域内で税務調査をし得るかどうか、これは両国間の関係に基づくかと思いま

す。それが可能なケースもあり得る、そうでないケース、御指摘のようなケースもあり得るのかとも思ひます。

○末松委員 先ほど言つたように、タックスヘーブンの国だとか租税条約がない国だとかあるいは秘密情報がきちっと守られている国、そういう国

の場合は、行つても教えてくれないわけです。ということは、ほんと海外での調査ができないんです。

○薄井政府委員 そういうことは、これは基本的にほんとしり抜けなのじやないかというのが私が見るところな

んです。

○薄井政府委員 は。ということは、これは基本的にほんとしり抜けなのじやないかというのが私が見るところな

そうした制度の創設に伴いまして必要とされま  
す経費につきまして、先ほどもお答えいたしまし  
たけれども、来年度予算面で九億円の要求、人員  
面でも四十名程度の増員要求をお願いしていると  
ころでございます。

○末松委員 そうしますと、来年はそなんです  
けれども、この数年以内に大体どのくらいのイン  
フラが必要だと考へておられるのですか。大体どのぐ  
らいのものをつくるとしているのですか。来年  
はいいです。来年はその端緒でしょう。

○乾政府委員 先ほどもお答えいたしましたけれ  
ども、今回の調査提出制度に伴いまして全く新た  
にシステムをつくるということではございません  
で、現在既に国税庁の資料情報システムがござい  
まして、年間一億二千万枚の法定資料、法定外資  
料を扱っているわけでございます。そこに数百万  
枚が乗っかかるわけでございますので、今申  
し上げましたように、上乗せでお願いする費用  
が、予算でいえば九億円をお願いしたいというふ  
うに要求しているところでございます。

○末松委員 そうしますと、私、國らずも確認し  
たわけなんですけれども、例えば国税の専門の方  
を海外に派遣して、何らかそういうふうな税の国  
際的なネットワーキングというのですか、そうい  
うことを調査したり、そういうふうなことに人と  
お金を使うということは考えていないということ  
と解してよろしいですね。

○乾政府委員 本制度を離れて海外に調査官  
を派遣する制度がございますけれども、これは先  
ほど委員も御指摘になりましたけれども、相手国  
との関係もございまして、極めて限定期でござい  
ます。

私たち、この制度をあくまでも資料情報制度と  
してとらえまして、得られました結果に基づいて  
国内での調査対象の選定等に活用してまいりたい  
い、主としてそういうことに活用してまいりたい  
といふふうに考へているわけでございます。

○末松委員 今国内での何か選定とおっしゃりま  
したか、そこをもうちょっと具体的に言つてくれ

ますか。

○乾政府委員 この調査が出てまいりまして、例  
えばある納税者の方がある年のある月に一千万円  
の海外送金をされているということが資料でわか  
るわけでございまして、そうした場合に、その方  
の提出されている例え申告書から見ましてその

かという気がするわけです。

私は、実はもうちょっと海外のことにも気にする  
のだろう、それに対する予算とか人員も、やはり  
研究ということともやつてやるのだろうというふう  
に考えておられたわけですよ。そうしたら、その予算  
も全然聞かれない。そんなことないかななど。

今日ただいまの段階で、スタートに当たり、精  
いっぱいの整備をし、公正という観点で、フェア  
という観点で、また国際性という観点で整合性を

のぞみ、それに対する予算とか人員も、やはり  
の海外送金をされているということが資料でわか  
るわけでございまして、そうした場合に、その方  
の提出されている例え申告書から見ましてその  
送金をするだけの所得申告が出ていた出でていな  
いかとか、そういう検討をさせていただくとい  
うことございます。

○末松委員 そうしますと、その行った一千万に  
ついてどう使われたかどうこうという話はアウェ  
ト・オブ・サイトというか、要するに専門外であ  
るというふうに言つてよろしいのですか。

○乾政府委員 先ほど主税局長からもお答えいた  
しましたけれども、これによりまして得られまし  
た情報を、国内における調査でござりますとか無  
申告者の把握であるとか、そうしたことに対する  
端緒として活用してまいりたいというふうに考え  
ているわけでございます。

○末松委員 その端緒の先をもうちょっと教えて

くれというのが私の質問なのですけれども。

○乾政府委員 要は、海外の資産どうのこうのにつ  
いてはそれほど捕捉をする気もないでありますよ  
うに思われるが、これ以上海外流出が進んでも  
困るなどいうときに、もつともっと進みそうな気  
もするわけなのです。

○末松委員 その意図がないということではござ  
いませんで、それでも言われたという位置づけでよろしいです  
か、大臣。

○乾政府委員 海外の資産を把握することにつ  
いての意図がないということではございませんで、  
繰り返し申し上げておりますけれども、一定の海  
外送金があつたといたしますと、例えばその資金  
はどういう源泉で生じたのかということを、必要  
に応じまして調査をするということになろうかと  
思ひます。

○末松委員 大臣、私は、この税の趣旨として、  
税の公平性ということが一番大きなこともあるの  
だらうと思うのです。だから海外にとにかく移  
転したものが、全く国内にいるものよりも税の面  
でも大変な優遇を受けるということをそのまま、  
かと思いますので、さらなる努力をして、情報交換  
を実施し、成果を上げなければならぬ。

○乾政府委員 さしつけたとおりであります。  
それで、結局は相手国のあることですから、限界があ  
ります。とにかく幾ら努力しても、人をぶや  
るわけですから、幾ら金をぶやしても、人をぶや  
してもそれはできないことはできないことはできな  
い。確かにできないのです。そうすることであれ  
ば、これを理由に余りに過度な体制の強化という  
システムが非常に国際的に難しいのは、私自身も  
よくわかつております。とにかく幾ら努力しても、  
結果は相手国のあることですから、限界があ  
ります。とにかく幾ら金をぶやしても、人をぶや  
るわけですから、幾ら金をぶやしても、人をぶや  
してもそれはできないことはできないことはできな  
い。確かにできないのです。そうすることであれ  
ば、これが理由に余りに過度な体制の強化という  
ことでもやることは妥当ではなくて、この目的に  
沿つた形で、必要最小限度のそういう体制をこ  
れから組んでいくことが適当であろうと思  
います。

○三塚国務大臣 段々の御論議は、居住者であろ  
うと非居住者であらうと、それぞれの制度的な違  
いは、公正の原理に基づいて国際的に取り決めら  
れておることは御案内のとおりであります。引き  
続き、租税条約に基づく情報交換には精力的に取  
り組んでいかなければなりません。

○末松委員 そういう中で、公正を期するということで何が  
必要なのかということが当然にじみ出でてくるわけ  
でございますから、こつちが得してこつちは損し  
たということでは公正、グローバルではない、こ  
ういうことになります。グローバルの中にも、主  
権国家それぞれの考え方でそれぞれの法律を持つ  
ておるようですが、少なくとも主要国、先進国はそ  
ういう点において公正、グローバル、フェアでな  
ければならぬ、こういうことであろう

時間がなくなりましたので、あと最後に、租税  
特別措置法に関する本人確認のこととで一点だけ質  
問させていただきます。

○薄井政府委員 グローバルスタンダードの観点  
からどうかという御質問ございました。

○薄井政府委員 エーロ債の利子につきましては、非居住者に對  
しては非課税であるけれども、居住者に對しては  
当然課税とするのが、制度としてのグローバルス  
タンダードであるというふうにされております。

諸外国におきましても、一定の手続とか罰則等による適正課税担保のための措置がとられておりまして、それは国々によつて、国内のいろいろなシステムとの関係で差はありますけれども、それぞれに対応をしているということで、私たちの今回の仕組みはそれなりのバランスがとれていると思つております。

なお、お許しを得てもう一つ申し上げたいのは、先ほど、私、国外送金等の調書の提出期限につきまして、翌月末日と申しました。これは正しかつたのですが、いわゆる支払い調書、一般の支払い調書が翌月十日であるというようなことを申し上げました。これは間違いでございまして、源泉徴収の納付の期限が翌月十日であるということでしたので、これは謹んで訂正させていただきま

す。なお、個々に支払い調書を出すケースにつきましては現行法上も翌月末日となつておりますので、問題はないと考えております。

○末松委員 ちょっと技術的な話を聞いて、大臣に申しわけなかつたのですけれども、そういう意味で、これから国際化ということで、本当に大臣のおっしゃられた公正といふことも視野に入れられてやつていただきたいと思うのです。

最近、国際経済情勢が非常に厳しい状況でございます。株価の暴落とか、そういう話があるのですけれども、ちょっと最後に大臣の現状の認識と我が国を取り巻く実情、特に私なんかが思うのは、銀行が今海外でも不良債権を抱えていて、国内外でも不良債権を抱えているというような、そういうふうな非常に厳しい状況だと思うのですが、最後にこの経済状況、それからその背景とかその辺について、大臣の御認識を披露していただければありがたいと思います。

○三塚国務大臣 日本の経済、今日それぞれの研究されておる方々、アナリストの皆さん、会社経営者の皆さん、また消費者団体の皆さん方、もち

ろん国民代表である国会、各党がそれぞれの情勢分析の中で御議論がござります。

政府という立場からいえば、御案内のとおり緩やかな足取りでありますと。消費税、大体半年も減が正常な状態に戻るであろうというのが尾を引きずつておりますことは事実でございます。

そういう中でありますて、全力を尽くして活力を経済に与えるという近道は規制撤廃、規制緩和であり、遅々として進まないのではないかものですから、これに全力を尽くしておるところ、前例をやりながら活力を与える、こういうことであ

り、財政構造改革はデフレの要素があつて、今それを取り組むことはマイナスの要素ではないかとう御指摘、御指摘は御指摘として受けとめつゝも、体力のあるうちに財政構造改革を断行してまいりませんと、累積赤字利払いといたしまして、名寄せのない場合ですけれども、これとリンクした形で今回措置させていただいたということ

○末松委員 ちょっとと技術的な話を聞いて、大臣に申しわけなかつたのですけれども、そういう意味で、これから国際化ということで、本当に大臣のおっしゃられた公正といふことも視野に入れられてやつていただきたいと思うのです。

最近、国際経済情勢が非常に厳しい状況でございます。株価の暴落とか、そういう話があるのですけれども、ちょっと最後に大臣の現状の認識と我が国を取り巻く実情、特に私なんかが思うのは、銀行が今海外でも不良債権を抱えていて、国内外でも不良債権を抱えているというような、そういうふうな非常に厳しい状況だと思うのですが、最後にこの経済状況、それからその背景とかその辺について、大臣の御認識を披露していただけばありがたいと思います。

○三塚国務大臣 日本の経済、今日それぞれの研究されておる方々、アナリストの皆さん、会社経営者の皆さん、また消費者団体の皆さん方、もち

全体を辛抱強く進めることによりまして展望が開ける基盤ができるいくであろう。全体の経済は、

ファンダメンタルズは決して悪くないという共通認識の中で、なつかつ慎重に分析をしながら全力を尽くすということであります。

○末松委員 どうもありがとうございました。終わります。

○村上委員長 次に、佐々木陸海君。

○佐々木(陸)委員 日本共産党的佐々木陸海でございます。

議題になつております二つの法案について、少

し質問をさせていただきます。

まず、国外送金調書等の提出義務を二百万円超

の金額にする問題についてですが、前の国会でも、外為法の改正が施行されるということに伴つていろいろなことが起り得るわけで、主税局長もそのときの答弁の中で、租税回避行為、脱税に使われないようにきちっとしないといけない、そしてそれがせつからく自由化したのに煩わしいということにならないようにするのも大事だ――二つの点を申し述べられておりますけれども、そういう観点からこの法案を提出するということになつたと思うのです。

国境を超える資金の移動、それから資金調達、運用が欧米並みに自由化、国際化されることに伴う租税回避行為の増大というものが懸念されることはなんですか? その租税回避行為といふのはどんなものが想定されているのか、もう少し具体的に説明していただけませんか。

○薄井政府委員 そういうことが起こらない方が望ましいのですが、懸念される租税回避行為として幾つか例示をさせていただきますと、国境を超えて資金移動が完全に自由化になるということになりますと、例えば簿外の資産を海外に移転する

よつて、政府金融機関貸し渋りの問題が叫ばれる時期でありますから、政府金融機関に精つぱりの努力をせしめるべく、それなりの金融措置をとついくことにより年末に備えていくことが極

抑えられて、基本どおり歳出カットはやらなければなりません。

よつて、政府金融機関貸し渋りの問題が叫ばれる時期でありますから、政府金融機関に精つぱりの努力をせしめるべく、それなりの金融措置をとついくことにより年末に備えていくことが極

な行為が容易になるのではないかというのが第一点です。

それから、海外預金口座の開設が円建てで結構ですということになります。これは非常に使い勝手がよくなり、国民生活にとってプラスなんですが、この海外預金口座を通じて、海外で預金利子等の資産運用収益を得ることにならうかと思いま

す。そういうケースがふえるかと思います。その場合に、日本の国民、居住者であれば、本来は日本の全世界所得について課税するわけですが、向こうで発生した所得について適正な申告がされな

くなるケースが出てくるのではないかという懸念があります。これが一つ目のケースです。今でも海外預金口座というものは開設できますが、現在は一定の金額以下で、しかも外貨資金といふことであります。これが取つ払われる事によってより可

能性はふえるのではないか、これが二つ目です。それから三つ目には、クロスボーダーの取引を利用した、非常に考えた複雑な租税回避、例えば海外への売り上げの除外とか架空経費の計上などを行なうことが今より易しくなるのではないか。そ

ういったことが行われないように望むわけですけれども、その懸念があるということです。

○佐々木(陸)委員 そういうことをきちんと押さえいくことは大変大事なことだと思うのですけれども、それを二百万というところで線を引く。したがつて、二百万円以下の場合には送金も受領も把握できない。だから例えば二百万円以下に分散してそういう不正が行われている場合には、それは把握ができなくてもしょがない、端的に言えばそういうことになるということです。

○薄井政府委員 課税を適正に実現していくといふことからすれば、金額制限を設けないというアプローチはあるのだと思いますが、しかし、それは、せつからく金融を自由化する、為替を自由化するということの趣旨に反することにならうかと思

います。

○薄井政府委員 課税を適正に実現していくといふことからすれば、金額制限を設けないというアプローチはあるのだと思いますが、しかし、それは、せつからく金融を自由化する、為替を自由化する

と申しますのは、日本の場合ですと、お子さん



そういう点では、私たち、百万にすればすべていいということを言うつもりはありませんけれども、大蔵省がやはり合理的な基準として考えていて、しかもアメリカなども大体その金額でやっているということまで言っていたのが倍になつてしまつたという問題については、率直に言つて批判をせざるを得ないということをばっきりさせておきたいと思います。

もありましたので、もう詳しくお聞きしなくてもいいと思うのですけれども、非居住者の確認制度の問題です。

先ほどの説明によりますと、なかなか難しいのです。が、非居住者確認の方法は二つあって、一つは、非居住者等外国法人が非課税適用申告書を提出する、これが基本であり、原則だというふうに主税局長は言われましたが、同時に、その例外として、利子支払い者が金融機関等から通知された

するという、これは法律的には例外であるけれども、現実的にはこちらの方が圧倒的に今のユーロ市場等々の状況からいっても多いのだということによろしいですね。

○佐々木(陸委員) その場合に、利子受領者情報の内容というものは、個々の投資家について非居住者がどうかを明らかにしたものではなくて、利子支払い者の中に非居住者が存在する場合にはその割合を金額ベースで示すものが出てくるにすぎないわけでありまして、先ほどの話でもありますたけれども、仲介をするいろんな中間のところで、故意があるいは誤認かというようなことで、

居住者がいともそれがいなかつたように報告をされると、いうことが起り得るし、それは、結局、金融機関等の良識に頼る以外には実効性は確認できないといふことも、実態としてそういうことだ。ということで確認しておいてよろしいのですね。

ば、これは立ち行かないわけでござります。 仮にということで、その中におかしな人がいるとすれば、それは御指摘のようなことになるうかと思いますが、国際市場の中でこのような制度をつくろうとするところの種のものになつてくるといふことでございまして、裏返して言うと、それで何にもない方がいいかといったらそれはなお悪いわけとして、私ども、多分これで十分と思いますけれども、あるいはおつしやるような面が出て

○佐々木(陸)委員 ついでに、関連してちょっと  
聞いておきたいのですが、日本証券業協会など  
は、非課税率制度を恒久措置にしてくれというふう  
に要望しているよう聞いております。恒久措置  
化について大蔵省はどう考へているのか。  
また、証券界からは、発行地の内外を問わず非  
居住者の受けける内国法人発行の債券利子について  
非課税にせよという主張も出ておるよう聞いて  
おりますけれども、これについては大蔵省、どん  
なふうに考えておられるか。  
○薄井政府委員 我が国の税法上、非居住者ある  
くるかも知れませんけれども、これでやらせてい  
ただきたいと思っております。

調達の多様化を図る観点から、特例として一口  
市場等で資金を導入するということにつきま  
しては、他国並みに非課税措置を講ずることが適  
切と判断しているわけでござります。

関係業界の中にこれを恒久措置にしてほしいという要望があるという御指摘ですが、私どもすればこれは政策的に、例外的に非課税措置を講じてはいるのであって、現在は二年ごとですけれども、二年たつときにはこれを継続すべきものならば継続すればいいと考えますし、また、先ほどお話をありましたような事態は起こらないと思いますけれども、ユーロ市場が問題ある市場であるなら

は、それは期限が来たときにとめてしまうこともあります。今とめるつもりは毛頭ありませんけれども。そういう意味で、租税特別措置というこの措置の性格上、期限を置いておき、期限が来たらどうに見直すというシステムが一番適切であろうかと思つております。

それから、外国の資金については、どこから発生しようが課税にしていいではないかというのは、それはその方面の方にとってみればそれが一番いいに決まっていますけれども、私ども国内

においてそれぞれが租税負担をしているわけです。から、そことのバランスを考えたときに、現行の仕組みが適切であると私どもは考えております。

○佐々木(陸)委員 私たちは、前国会で外為法の改正というのですか、自由化の問題については賛成をいたしませんでした。したがって、そのことを前提にする今度の法案についても態度は複雑でござりますけれども、あの改正外為法が施行される以上やはり最小限の措置は必要なわけで、この問題についても、先ほどの二百万円というような問題についてはいろいろと疑念を持っておりますけれども、賛成をせざるを得ないかなというふうに考えているところです。

今お聞きした公社債利子課税のあり方の問題を含めまして、金融ピッグバンと言われるものが進めたもので、先ほども言いましたが、税のグローバルスタンダード化ということが盛んに言われております。

例えば、経団連は、昨年の九月十七日付で出した「税制改正に関する提言」というものの中でも、「税制の国際的な整合性に留意し、特に企業

の税負担のイコールフーティングを実現しなければならない。」というふうに言っております。来年度税制改正の中では、有取税の取り扱いが焦点の一つとなっておりますけれども、財界や証券業界からは、この有取税についても国際的整合性を理由に廃止をせよというのが主張をされております。

か、日本証券業協会「有価証券取引税」撤廃は、  
クローバルな常識です」というふうに大きく書い  
てあります。」それから「有価証券取引税」に類  
する税は、諸外国にはほとんど存在しません。  
というようなことを強調しているわけです。  
これに対しても、幸いなことに、薄井主税局長  
自身がさきの国会でも反論をしてくださっている  
わけでありまして、例えは五月十五日の参議院の  
大蔵委員会で「誤解がかなり流布していたと思わ

英國にも有取税という名前ではありません、税率だとか課税印紙税の形をとつておりますし、税率だとか課税対象は違いますけれども、株式の譲渡取引に関連して課税されているものがありますし、他国においても見られる。」といふうに反論をして、また、株価との関係でよく有取税の議論がされるわけですが、株価との関係では私ども有取税についてどうするということを考える必要はないと思っております」というようなことを、これは五月十三日のこの参議院ですが、答弁をしておられま

まさに主税局長の反論どおり、証券業界などこの有取税撤廃要求は正当性のないものだというふうに私は思いますけれども、いかがでしょうか。この薄井政府委員 この春の私の答弁が引用されました。が、日々の株価の上下と有取税の存在ということはそれほど有意な関係はないという意味で、頭の中にはそういうものがあつて御答弁申し上げたことを記憶しております。

ただ、金融システム改革というものが進んでいく中で、証券税制をどうするかということについてはこの年末までに考えていかなければいけないということを、大蔵委員会でも申し上げたと思いますが、予算委員会等々でも私は触れておりまして、例えば、有価証券取引税もそうですが、株の譲渡益課税をどうするかといったことを含めて、いく中でどうあるべきかというのは、現在、政府税調のもとに金融小委員会をつくって議論をしていただいております。

○佐々木(陸)委員 これは、その政府税調の論議の報道ですが、十一月一日付の日経ですね。ここでは、政府税制調査会の金融課税小委員会の本間小委員長が十月三十一日に、「有取税存続の是非について激論があつたが、撤廃かゼロ税率というシナリオになろうかと思う」ということをかなり断定的に述べておられるし、それから株式譲渡益の問題にも触れて、「有取税の軽減・撤廃とのセントで議論の対象となつている株式譲渡益（キャピタルゲイン）課税の扱いについては「所得税体系から議論を進め、有取税とは切り離して扱うべきだ」との認識で一致した。」ということも言つておられるわけで、そういうふうに報道されているのですね。

OECDでは税のダンピング競争に歯どめをかけるための検討も進められているというふうに言われておりますし、先ほどこれは議論も出ました。まさに有取税のような税制が日本だけではなくて各国にもあるということを薄井さん言つておられるわけで、そういうものを廢止せよという要求は、その意味では税のダンピングそのものでありまして、そんな方向に進むべきではないといふふうに私は思いますが、これは大蔵大臣、いかがでしょうか。

○三塚国務大臣 税は財政の根幹、政治のまたの原点でもあります。それぞれがそれぞれの論議をされるということは、政府の立場からいくと、諂ひがに注目しながら最大の関心を持つて見詰めてい

く、こういう中で、委員からは有取税を基本に質問があり、主税局長からも答弁がございました。御案内のとおり、財政出動によつて財源を得て行うということは、財革法の基本的な理念からいまして難しいこと、私はいつも申し上げておるのであります。しかし、そう申し上げております。

そういう中で、党税調、三党的税制に対する論議、特に政府税調が既にこれまたスタートを切つておりますから、その論議を注意深く、また関心を持つて見詰めながら、最終的な取りまとめというのは、毎年のことではありますが十二月の半ばと言われておるわけでございまして、そこを見詰めていくと言つて下さいよがございません。

財政構造改革基本方針にのつとり、今後に対応していくというのが締めくくりの言葉であります。

○佐々木(陸)委員 財政上の問題からも、あるいは税のダンピング競争をすべきでないというのも、ある意味ではグローバルスタンダードになりつつあるということでもあるわけですから、有取税はそういう立場からも廃止すべきでないということをはつきりと申し上げておきたいと思います。

税の国際的整合性というのですか、グローバルスタンダード論の問題は、有取税だけにはとどまらないわけであります。先ほど挙げた経団連の税制改正提言では、「負担の公平を図るために個人ならびに法人の所得に対する直接税に偏った税体系を是正する必要がある。基本的方向として、消費に対する課税の比重を高めつつ、個人ならびに法人に対する所得課税の軽減を図っていくべきである。」これも、国際的な整合性というような観点から主張して、法人税減税や所得税の最高税率の引き下げを求めているわけであります。

これは経団連の主張なのですけれども、このような主張は、認識は大蔵大臣も大体一致しているのじゃありませんか。

といいますのは、大蔵大臣、これは、私ここに

議事録を持つてきておりますけれども、ことしの五月二十八日の行政改革に関する特別委員会での発言ですが、石田幸四郎委員の質問に対する答弁の中で、「眞にグローバルスタンダードの税体系になりますように取り組んでいかなければならぬ、その研究、検討に入つておるところあります。」ということを言った中で、「国境を越える資金移動が急速に活発になる中の課税の適正、公平の確保という問題があります。また、税制全体における、金融・資本取引にかかる税負担と労働や消費に対する税負担のバランス、そして公共サービスの財源という税の本質などの観点から検討が必要であろうと思います。」といふうに言っておられるのですが、これは結局、金融・資本取引にかかる税負担というものは軽くして、労働や消費に対する税負担というものを重くしていく方向しかないのではないかという發言じゃないかと思うのですが、その辺はいかがでしようか。

○三塚国務大臣 税の根幹は、所得、消費、資産をしっかりと見詰め、バランスをとる、この言葉に尽きますし、そしてまた課税の方針は、公平、中立、簡素というこれを大事にして取り組んでまいる、これに尽きると思います。

○佐々木(陸)委員 大臣、余り明確にはお答えにならないのですけれども、外為審の法制特別部会長を務めた大場智満氏、ことし四月二十八日の「金融財政事情」というものの中でもうよううに言っているのですね。「もしニユーヨークやロンドンなどられていく税制がインター・ナショナル・スタンダード・スタンダードであるならば、それを輸入するしかない。そのシステムが良い、悪いという問題ではない」と言い、「日本の直接税偏重というのではなく、残念ながらインター・ナショナル・スタンダードではないようだ。少なくとも消費税のウエートを高めて、法人税、所得税の減税をしないと、競争上の点からは不利といわざるをえない」ということをあからさまに、これは外為審の部会長だった方ですけれども、述べています。

系といふものは、結局この方の言つてゐるようないふべき道筋になつてしまふのじやないかということを危惧するのですが、大丈夫でしょうか。

○三塚国務大臣 大場さんは大場さんの議論であります。それはお聞きをしておくということござります。

財政構造改革の基本的な理念を体して、基本上に原則でまいらなければならぬこととからいりますと、法人税率の引き下げをグローバルスタンダードにということは、経国連を初め意見が出ております。よつて、本件に対応するという方針は課税ベースの拡大、適正にこれに対応することによりまして、よく中立という言葉がございますが、この基本を踏まえて取り組むということにはかなりません。

〔坂井委員長代理退席、委員長着席〕

○佐々木(陸)委員 主税局の谷口和繁国際租税課長が「ファイナンス」のことしの六月号に論文を寄せております。個人的な見解とは断つておりますけれども、この「足の速い経済活動（例えれば金融サービス）から「足の遅い経済活動（例えれば労働、消費）」に対して相対的な税負担の移動が生じる。このような状況が起きるのは、税の国際格差を主な理由にして活動拠点を移動できる、すなわち可動性の高い活動に限られる。可動性の高い活動に十分な課税ができるないならば、可動性の低い活動に重課せざるを得なくなる」ということを述べて、可動性の低いものとして労働と消費を挙げております。そして、「結果として可動性の低い活動への負担が更に高まり、ますます不公平が拡大することになつてしまふ。税を下げるからといって市場が活性化する保証はないが、税を下げれば、負担の歪みは直ちに生じてくる。国際競争力のために税を見直すという議論の中で忘れてはならない論点」だということを述べているわけですが、この辺は大変大事な点だろうと私は強調せざるを得ないと思うのです。

大蔵大臣、最後にお聞きしますけれども、税のグローバルスタンダードというようなことを単純

に振り回すのではなくて、労働と消費に重い負担がかかるような負担のゆがみを回避する方向で力を尽くすべきじゃないかということを申し上げて、大蔵大臣の見解をお伺いしたいと思うのです。

○三塙国務大臣 それそれが主権国家でございます。しかし、国際社会はまさに御案内のような状況にござります。金融、経済といえども横の連携を密にしていくことなくして前進はないことはもちろんでございます。

しかし、財政構造改革に今全力を尽くしておるところであり、ファンダメンタルズの要素が、人によって考え方方が違うのであります、五原則のような形になっております。そういう中で財政構造改革を行い、赤字依存の体質から健全財政へということになります。

既に、ヨーロッパ先進諸国、また合衆国、カナダ等はその目標に向かつて、米国とカナダは目標を達成しつつあるわけでございまして、短期間の中に、ヨーロッパ先進国は全力を挙げて九九年三%を達成しようということであり、我が国は、遅まきながら、もう待ったなしのスタートを切らさせていただき、六年後三%を目指す、こういうことに相なつておるのでありますから、おのずと運営、取り進め方に違いがあつてやむを得ないことがあります。国家とすれば当然のことであろうかなと思います。

○佐々木(陸)委員 いずれにしても、先ほどの百萬と二百万の話ではありませんけれども、金融界あるいはそういうところの要求に応じたグローバルスタンダード論というような方向に走るのはなくて、やはり国民を中心とした税制のあり方をしっかりと考えていくべきだということを最後に強調して、質問を終わります。

○村上委員長 次に、吉田公一君。

○吉田(公)委員 この二法案について、二時間四十分の後ですから、なかなか、質問しようと思つたものを全部先に言われちやう。したがつて、少しこじつけ関連質問になりますが、それしかもう

残つていらないんだから、質問をさせていただきたい、そう思つておきます。

地下銀行と通称言われておりますが、最近こうやって外為改正やら外國送金等の問題の法律案が出ているわけですけれども、地下銀行というのは、全体を把握しているわけではないので、これは大蔵省としても重大な関心を持つて対処していくつもりであります。そこで、事件として警察庁の方でも捜査をされて、事例等も出ているようであります。要するに、免許銀行については大蔵省の銀行局の所管だということですが、それ以外については銀行法違反の行為が行われているわけで、あるいは外為法違反の行為が行われているわけで、今の二百万円の話もこの中に含まれるわけですが、そういう点で、大蔵省としての見解があればお聞かせをいただきたい、そう思つておきます。

○山口政府委員 お答え申し上げます。

いわゆる地下銀行と申し上げるのは、銀行法上の免許を得ないで銀行業務、例えば為替業務を営む者を指すというふうに理解しております。したがいまして、これは御指摘のとおり、銀行法の無免許営業罪に該当するわけでござります。したがいまして、この地下銀行というものの自体が銀行法上の銀行でございませんので、私どもが常時監督するというものではございません。もしそういうものがありますと、捜査当局の方で、犯罪捜査の一環として調べるということでござります。

ただ、大蔵省としましても、仮に銀行あるいはその銀行の支店とか駐在員事務所とか、そういうバルスタンダード論というような方向に走っているのではなくて、やはり国民を中心とした税制の応じて、その金融機関から報告を求めたり違法行為がないかどうか明らかにして、もしそういう場合には、大蔵省としても、必要に

あります。確かに内容だとか等、捜査に支障のない限り教え

ていただきたい、そう思つておきます。

○柴田説明員 外国人の送金に係るいわゆる地下銀行についての銀行法違反でございますが、本年に入りまして五件検挙いたしているところでござります。

うち三件は中国に送金していたものでございまして、それぞれ送金額は、約百一十六億円、約三百五十六億円、約二十億円でござります。一件は韓国に送金しておったものでございまして、その送金額は約百億円でございます。残りの一件でございますが、これはネパールに送金しておりました事件でございまして、送金額は約五億三千円、このようになつております。

○吉田(公)委員 今報告を聞いただけでも、一百万円なんて話じやないんで、相当な金額になるわけですね。したがつて、これだけの金額を、免許銀行でなくして、つまり不法銀行のようなのが国外へ送金をしている。恐らく不法滞在の者が所得を得たものを送金をしているんではないかと想像するんですけれども、そういう面では今後、日本という国はどうもそういうことに甘いというような印象に受け取られないように、厳しくきちっとしておきたいと思います。

それから次に、よく最近、平成不況と言われて景気が悪い、こう言つてゐる反面、貿易収支は非常に黒字だ。資料をいたいたのであります。一千七百億とか一兆円とか一兆三千億とか六千七百億なんということもあります、おおむね貿易収支は黒字で引き続き堅持しているわけですね。この貿易黒字と、要するに貿易黒字というのにはもうかつてることだ、だけれども何で日本の景気が、日本の生産したものが外國へ行つて売つて黒字になつてゐるのに、日本の景気に全然影響がないのか、その点が非常に不思議な現象なんですね。

これは、実は私だけではなくてかなりの人が疑問に思つてゐるわけです。数字だけは貿易収支の黒字だ、こう言うんだけれども、実態がよくわからぬ姿勢でまいりたいと思つております。

○吉田(公)委員 次に、警察庁にお伺いしたいんですけれども、今まで摘発をして、そうした事例

らない。そういう点について、我が国の経済状況とどう関連をしているのか、おわかりいただけます。

○溝口政府委員 御指摘のように、貿易収支は黒字を続けております。貿易収支の黒字は、いわば外需と申しますけれども、GDPの中の一項目でございます。GDPの中で最も大きいのは消費でございます。消費が大体六割ぐらいございます。それから続きまして設備投資、これが一五%から二〇%ぐらいございます。そのほか住宅投資、政府支出等々あるわけでございます。その需要項目を見ますと、確かに最近は貿易収支の黒字によりまして、GDPの成長を黒字が支える要因になつております。しかし、そのウエートは全体から見ますと、どう大きくなつてございます。

ほかの要因を見ますと、最も大きいのは消費でございますけれども、消費は、四月一日からの消費税の引き上げ前の駆け込み需要、その後の反動減が続いておりまして、やや消費の動向に低迷感がございます。

それから設備投資につきましては、いろんなアンケート調査等を見ますと、九年度は前年度にしましてプラスになると言つておりますが、これはある程度の伸びが確保できるわけでございまして、このままいけますけれども、消費がやや低迷しているということがございますけれども、消費がやや低迷していると、景況感にやや明るさが欠けておると、いうのが現状であろうかと思います。

○吉田(公)委員 私どももよく勉強してまた聞くべきや何だかよくわからないので、もう一回また勉強して聞き直したい、こう思つておりますが、簡単な話が、約十年間で十兆円も黒字になつてゐるはずなのだけれども、どうも日本の経済に余る影響がないような気がするのですね。そこが私は不思議でしようがない、そう思つてゐるところであります。

それから、今度の内国税の適正な課税の確保を図るために国外送金等の法律案の一番大事な重要なポイントは、さつきから話が出ている二百万円の話だと思うのですね。この二百万円は、先ほど質問もありましたが、百万円の方が被害額が少ないのでやないかと思うのですね、二百万円よりも二十九万五千円というのは別に届け出なくてもいいのだ、そうすると九十九万五千円の方が被害額が少なくて済むのではないか、こう単純に思うのだけれども、例えばごまかせるのならですよ。その点は、わざとごまかせる額をふやしてしまったということはどういうことですか。

○薄井政府委員 どこで線を引いたときに一番いいかということをございまして、そのときに、私ども課税当局の立場、また委員が今御指摘なさつたように、ごまかされないようにするには低いほどのいいのだと思います。そのとおりだと思います。

しかし、そうなりますと、例として申し上げると、例えば息子さんがアメリカに留学している、そこに送金をするといった小口の送金の件数が極めて多数あります。これはほとんどが悪質なものでないと私も思っております。そういう小口のものまで全部ここで報告を出させる、調書を出させるということは、金融機関にとってみれば非常にコストのかかる話です。あるいは、為替の自由化ということは、海外に円口座を持ちましょとういうことであって、私ども総合的にはそれはいい方向だと思っております。それを押し殺してしまうことになりかねません。

その二つのことのバランスをどこでとるかということで、絶対にここだというのは私もわかりませんが、外国では二百万円という例があつた。我が国の金融機関の実情なり、先ほど申し上げました、きちんと課税するにはなるべく低い方がいいということを総合勘案しますと、二百万円といふ数字が出てきたということをございます。

○吉田(公)委員 二百万円の数字が妥当で出てき

た、こう言うのだけれども、しかし、逆に言えば五十万円だって愛憎なんだよね、全然根拠がないのだから。だから、これは政治的に二百万円と決めたという要素が強い。

例えば、百九十五万円なら別に罰則にもひつからないし、税務署に書類も回ることはない。そうすると、とにかく二百万円超えてしまうのはだめだよ、送金するときには百九十九万九千円ぐらいい送つておけ、そうすればひっかかるからだら、合法的なのだからと。合法になってしまふんだよ。だから、その辺が、なるべくそういうことを望まない、こう言つてはいるのですけれども、しかし、これはもう必ずそうなるでしょう。だからってそうですよ。私だって、二百万円送つたら税務署まで通告が行つてしまふということになれば、百九十九万九千円送つておきますよ。そうすれば行かないんだから、向こうへ。

だから、そういう意味でも、仮に子供がアメリカへ行つているとか、フランスへ行つているとか、二百万送る人はいないからね、本当のことと言つて。自分たちだってこじきやりながら送らなくてはいけない、二百万円なんていつた日には。そんなことはあり得ないんだよ、学生に二百万円なんということは。どんなことがあっても二百万円なんということは普通はあり得ないんだよね。何か商取引とか、そういうものがない限りは二百万円を送るなんということはあり得ないのでですよ、生活費や学費で。

だから、二百万円にしたということは、要するに手続上百万円では煩雑化するから二百万円にしたということなのですけれども、実態は、要するに百九十九万九千、今あっちから言つたけれども、その額で合法的だということになれば、みんなそれをやるんぢやないですかね。そうすると、この法律はざる法みたいなになつてしまふんだよ。その辺は大丈夫ですかね。

○薄井政府委員 その方面からのアプローチをすれば私も否定するものではございませんが、海外送金を、主に法人が、企業が多額に行つております

○吉田(公)委員 これは押し問答をしていても切りがないから、もうさっきから局長が二百万円が妥当だ、妥当だと、こう言っているから、二百万円が妥当ということにしておきましょう。別に私が送るわけじゃないんだから。

次に、最近報道によつて、政府保証債をめぐつて金融機関が、公営企業公庫、それから道路公団の引き受けをうんととしてもらおうということとで、仮に興銀が接待をしてやつておると、だけれども、政府保証債という政府が保証してやつているものを何でそんな接待しなきゃいけないのか、その辺がよくわからないのです。

このことについて、要するに公営企業金融公庫の人たちも、日本道路公団の人たちもそうですが、みな公務員ですから、公務員と同じ法律が適用される人たちです。それが何で接待か。私ども素人が考へると逆だと思っていたんだよ。逆に金融機関の人を接待してうんとやつてもらおう、こう思うのだけれども、そうではなくて、これは逆に金融機関の人が接待をして、しかも定例的に年二回と決めている。余り接待が多いものだから、せいぜい各行二回にしてもらつたなんといいうことを言つているわけで、政府保証債というものをめぐつて何でこういうことをしなきゃならないのか。その辺について、大臣がどなたかお答えをいただきたい、こう思うのですよ。

○三塚国務大臣 先ほども御質問がございました。また吉田委員から本件の問題、報道に基づいての御質疑でございます。

金融機関は、その業務の公共性にかんがみまして、公共的、社会的役割を自覚して業務運営を行ふこと、当然であります。いやしくも社会的批判を受けることのないよう留意すべきということは

○吉田(公)委員 これは免許銀行だろう、こう思っていますので、地下銀行ではないのですから、ぜひひとつそういう点で監督をして厳重にしていただきたい、そんなふうに思っているわけです。さつき言ったように、最後の最後なものですから、これ以上聞くことがなくなりました。十分ぐらいい早いのですけれども、大臣も忙いようですから、私も忙しいものですから、これで質問を終ります。ありがとうございました。

○村上委員長 これにて両案に対する質疑は終局いたしました。

○村上委員長 これにて両案に対する質疑は終局いたしました。

○村上委員長 これより討論に入りますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入れます。

まず、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○村上委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○村上委員長 ただいま議決いたしました両案に對し、村田吉隆君外五名から、自由民主党、新進党、民主党、社会民主党・市民連合、太陽党及び

無所属クラブの共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。谷口隆義君。

○谷口委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表いたしまして、案文を朗読し、趣旨の説明といたします。

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一、国外送金等調査の提出制度及び民間国外債の非課税措置に係る本人確認制度の運用に当たっては、外為法の改正による国境を越える

資金移動の自由化の趣旨を踏まえつつ、適正・公平な課税が確保されるよう、適切な運用に努めること。

一、内外資金交流の一層の活発化、外為取引形態の多様化、外為業務の担い手の拡大・多様化等新たな事態の下で、今後、これらの二制度が適切に機能を果しているかどうか注視し、税に対する国民の理解と信頼が損なわれることのないよう、必要に応じ制度の見直しも含め適切な対応に努めること。

一、二制度の運用に当たっては、金融関係者の事務負担や利用者の便宜にも十分配慮するとともに、費用対効果を考慮に入れつつ、制度が実効性のあるものとなるよう税務当局における執行体制の十分な整備等必要な措置を講じること。

一、税の捕捉という観点で、プライバシーの問題にも十分考慮しつつ、納税者番号制度についても今後検討すること。

一、諸外国税制担当者との広報かつ十分的な意思疎通に努め、国際的な税制の整合性の観点に配慮し、税制に関する協調を強化すること。

以上であります。

何とぞ御賛成賜りますよう、よろしくお願ひ申しあげます。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

採決いたします。

○村上委員長 本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○村上委員長 起立多数。よって、両案に対し附帯決議を付することに決しました。

本附帯決議に対し、政府から発言を求められておりますので、これを許します。大蔵大臣三塚博君。

○三塚国務大臣 ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といいたしましても、御趣旨に沿つて配意してまいりたいと存じます。

○村上委員長 お詫びいたします。

ただいま議決いたしました両法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○村上委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

[報告書は附録に掲載]

手続の特例等に関する法律案  
罰則の整備のための金融関係法律の一部を改正する法律案

[本号末尾に掲載]

○三塚国務大臣 ただいま議題となりました持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の一部を改正する法律案、銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律案及び罰則の整備のための金融関係法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

まず、持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に係る法律案につきまして、御説明申し上げます。

政府は、持株会社の設立等の解禁に伴い、銀行業、保険業または証券業を営む者を子会社とする持株会社について、銀行等の経営の健全性の確保、投資者保護等の観点から必要となる監督上の措置を講ずる必要性があること等にかんがみ、銀行法、保険業法、証券取引法その他の関係法律について、所要の規定の整備を図った上、銀行持株会社等の設立等を可能とすることとし、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして、御説明申し上げます。

第一に、銀行持株会社について、銀行持株会社の設立等に係る認可、銀行持株会社の子会社の範囲の制限、国内のいわゆる一般事業会社の株式等を銀行持株会社またはその子会社が合算して一定割合を超えて所有することの制限、銀行持株会社及びその子会社に対する報告徴求・立案検査等、所要の規定の整備を行うこととしておりま

ります。また、破綻金融機関の株式の取得を行う銀行持株会社等が、預金保険機構に資金援助の申し込みを行うことができるとしておりま

す。

第二に、保険持株会社について、保険持株会社による検査忌避、虚偽報告等に係る罰則の強化を行うこととしておりま

す。

第三に、証券持株会社について、証券持株会社に対する報告徴求・立入検査等、所要の規定の整備を行うこととしておりま

す。

第四に、銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律案及び罰則の整備のための金融関係法律の一部を改正する法律案につきまして、御説明申し上げます。

政府は、最近における金融不祥事を踏まえ、その再発防止を図るとともに、今後の金融システム改革に向けて、金融機関等の経営の健全性と証券市場等の公正性及び透明性の確保を図るために、金融機関等による検査忌避、虚偽報告等に係る罰則、証券市場等における不公正取引、企業内容等の開示義務違反に係る罰則その他の罰則の整備を行うこととし、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして、御説明申し上げます。

第一に、銀行持株会社について、銀行持株会社の設立等に係る認可、銀行持株会社の子会社の範囲の制限、国内のいわゆる一般事業会社の株式等を銀行持株会社またはその子会社が合算して一定割合を超えて所有することの制限、銀行持株会社及びその子会社に対する報告徴求・立

入検査等、所要の規定の整備を行うこととしておりま

す。

第二に、保険持株会社について、保険持株会社による検査忌避、虚偽報告等に係る罰則の強化を行うこととしておりま

す。

第三に、証券持株会社について、証券持株会社に対する報告徴求・立入検査等、所要の規定の整備を行うこととしておりま

す。

第四に、銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律案及び罰則の整備のための金融関係法律の一部を改正する法律案につきまして、御説明申し上げます。

子会社に対する報告徴求・立入検査等、所要の規定の整備を行うこととしておりま

す。

会社に対する報告徴求・立入検査等、所要の規定の整備を行うこととしておりま

す。

その他、所要の措置を講ずることとしておるところであります。

次に、銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律案につきまして、御説明申し上げます。

政府は、銀行持株会社が金融業務の効率的な運営に資するものであることにかんがみ、銀行等による銀行持株会社の創設を円滑にするための措置として銀行等の合併手続の特例その他の所要の措置を講ずることとし、本法律案を提出した次第であります。

本法律案は、銀行等による銀行持株会社の創設のための合併手続について、合併の条件、合併契約書の承認等に係る特例を設ける等、所要の措置を講ずるものであります。

次に、罰則の整備のための金融関係法律の一部を改正する法律案につきまして、御説明申し上げます。

政府は、最近における金融不祥事を踏まえ、その再発防止を図るとともに、今後の金融システム改革に向けて、金融機関等の経営の健全性と証券市場等の公正性及び透明性の確保を図るために、金融機関等による検査忌避、虚偽報告等に係る罰則、証券市場等における不公正取引、企業内容等の開示義務違反に係る罰則その他の罰則の整備を行うこととし、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして、御説明申し上げます。

第一に、銀行、保険会社、証券会社等による検査忌避、虚偽報告等に係る罰則の強化を行うこととしておりま

す。

第二に、相場操縦行為、損失補てん、内部者取

引等の不公正取引に係る罰則及び重要事項に虚偽記載のある有価証券報告書の提出等の企業内容等の開示義務違反に係る罰則の強化を行うこととしております。

第三に、いわゆる総会屋対策の観点から予定されている商法の改正に伴い、金融関係法律について所要の整備を行うこととしております。

これらの法律案は、金融システム改革の一環として、金融の基本的枠組みの整備を図るものであります。

以上が、三法律案の提案の理由及びその内容であります。

### 持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律案

持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律案

(銀行法の一部改正)

第一条 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

「第七章 外国銀行支店(第四十七条—第五十二条)

自次中「第一六条の四」を「第六条の三」に、「第七章 外国銀行支店(第四十七条—第五十二条)

第七章の二 銀行持株会社

第一節 通則(第五十二条の二—第五十二条の五)

第二節 業務及び子会社等(第五十二条の六—第五十二条の九)

第三節 経理(第五十二条の十一—第五十二条の十四)

第四節 監督(第五十二条の十五—第五十二条の十八)

第五節 雜則(第五十二条の十九—第五十二条の二十二)

」

第七条に次の二項を加える。

2 大蔵大臣は、前項の認可の申請があつたときは、当該申請に係る事項が当該銀行の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないと認める場合でなければ、これを認可してはならない。

第七条に次の二項を加える。  
(特定関係者との間の取引等)

第十三条の二 銀行は、その特定関係者(当該銀行が第十六条の二第一項の認可を受けて株式を所有する会社、当該銀行を子会社(第五十二条の二第二項に規定する子会社)同条第一項の規定による子会社とみなされる会社を含む。)をいう。以下この条において同じ。)

第十三条の二 銀行は、その特定関係者(当該銀行が第十六条の二第一項の認可を受けて株式を所有する会社、当該銀行を子会社(第五十二条の二第二項に規定する子会社)同条第一項の規定による子会社とみなされる会社を含む。)をいう。以下この条において同じ。)

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時十二分散会

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいました。また、

ますようお願いを申し上げ、提案の理由の説明といたします。

○村上委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

二 当該特定関係者との間又は当該特定関係者の顧客との間で行う取引又は行為のうち前号に掲げるものに準ずる取引又は行為のうちのものに限る)その他大蔵省令で定める株式等を含まないものとし、信託財産である株式等で、当該会社が委託者若しくは受益者として大蔵省令で定める取引又は行為

第十六条の三を削る。

第十六条の四第一項第二号中「営業をいう。」の下に「以下同じ。」を加え、同条第三項中「第十六条の二第二項」を「前条第二項」に改め、同条を第十六条の三とする。

第四十七条第二項中「第十六条の四」を「第六条の三」に、「並びに第五十三条第二号及び第四号を「第七章の二、第五十三条第一項第二号、第四号及び第五号、第二項並びに第三項、第五十五条第二項並びに第五十六条第六号及び第七号」に改める。

第七章の次に次の二項を加える。

第七章の二 銀行持株会社

第一節 通則

(銀行持株会社の定義等)

第五十二条の二 この章から第九章までにおいて「銀行持株会社」とは、銀行を子会社とする持株会社(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条第三項持株会社)に規定する持株会社をいう。以下同じ。)であつて、次条第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の認可を受けているものをいう。

2 この章から第九章までにおいて「子会社」とは、会社がその発行済株式議決権のあるものに限る)の総数又は出資の総額(以下この章において「発行済株式の総数等」という。)の百分の五十を超える数又は額の株式議決権のあるものに限る)又は持分(以下この章において「株式等」という。)を所有する他の会社をいう。この場合において、会社が所有する株式等には、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式等(委託者又は

受益者が、議決権を行ふこと、又は議決権の行使について当該会社に指図を行うことができるものに限る)その他大蔵省令で定める株式等を含まないものとし、信託財産である株式等で、当該会社が委託者若しくは受益者として大蔵省令で定める取引又は行為

て指図を行うことができるもの(大蔵省令で定める株式等を除く)を含むものとする。

3 会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する他の会社は、当該会社の子会社とみなして、この章から第九章までの規定を適用する。この場合においては、前項後段の規定を適用する。

4 銀行持株会社(外国の法令に準拠して設立されたものを除く)は、株式会社でなければならない。

### (銀行持株会社に係る認可等)

第五十二条の三 次に掲げる取引若しくは行為により銀行を子会社とする持株会社になろうとする会社又は銀行を子会社とする持株会社の設立をしようとする者は、あらかじめ、大蔵大臣の認可を受けなければならぬ。

2 一 当該会社又はその子会社による銀行の株式の取得(担保権の実行その他の大蔵省令で定める事由によるもの)を除く)。

3 二 当該会社の子会社による第四条第一項の免許の取得

2 一 前項各号に掲げる取引又は行為以外の事由により銀行を子会社とする持株会社になつた会社(以下「特定持株会社」という。)は、当該事由の生じた日の属する営業年度経過後三月以内に、当該会社が銀行を子会社とする持株会社になつた旨その他の大蔵省令で定める事項を大蔵大臣に届け出なければならない。

3 特定持株会社は、前項の事由の生じた日の属する営業年度の終了の日から一年を経過す

る日(以下この項において「猶予期限日」といいう。)までに銀行を子会社とする持株会社でな

な運営を妨げるおそれがあると認める場合を除き、これを認可しなければならない。

## 第二節 業務及び子会社等

(銀行持株会社の業務範囲等)

である銀行及び次条第一項各号に掲げる会社の經營管理を行うこと並びにこれに附帯する

業務のほか、他の業務を営むことができない。

銀行持株会社は、その業務を営むに当たつ

ては、その子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営の確保に努めなければならぬ。

い。 一  
一

(銀行持株会社の子会社の範囲等)

金行 拍打会社 銀行及び次  
に掲げる会社(以下この条において「子会社対

象会社」という。以外の会社を子会社として  
はならない。

# 一 長期信用銀行法に規定する長期信用銀行

二 外國為替銀行法に規定する外國為替銀行  
(以下「長期信用銀行」という。)

(以下「外國為替銀行」という。)

三 証券取引法第二条第九項(定義)に規定する証券会社

#### 四 銀行業を営む外国の会社

五 証券業を営む外国の会社（前号に掲げる  
会社に該当するものを除く。）

## 六 銀行業(長期信用銀行又は外國為替銀行)

の債券の発行に係る業務を含む。又は証券業に従属し、付随し、又は関連する業務と

して大蔵省令で定めるものを専ら営む会社

七 新たな事業分野を開拓する会社として大蔵省令で定める会社(当該会社の株式等を、

銀行持株会社又はその子会社のうち前号に掲げる会社で大蔵省令で定めるもの（次条

第七項において「特定子会社」という。)以外

の子会社が、合算して、同条第一項に規定する基準株式数等を超えて所有していないものに限る。)

第一類第五号 大蔵委員会議録第二号 平成九年十一月七日

に掲げる場合には、第一項の規定にかかるはず、当該各号に定める日に所有し、又は所有することとなる国内の会社の株式等がその基社又はその子会社が合算してその基準株式数等を超える場合であつても、同日以降、当該株式等をその基準株式数等を超えて所有することができる。ただし、大蔵大臣は、銀行持株会社又はその子会社が、次の各号に掲げる場合に国内の会社の株式等を合算してその発行済株式の総数等の百分の五十を超えて所有し、又は所有することとなるときは、当該各号に規定する認可をしてはならぬ。い。

一 第五十二条の三第一項の認可を受けた会社が当該銀行持株会社になつたとき。その銀行持株会社になつた日

二 第五十二条の三第一項の認可を受けた当該銀行持株会社が設立されたとき。その設立された日

三 特定持株会社が第五十二条の三第三項ただし書の認可を受けて当該銀行持株会社になつたとき。その認可を受けた日

四 前条第三項の認可を受けて当該銀行持株会社が子会社対象銀行等を子会社としたとき(大蔵省令で定める場合に限る)。その子会社とした日

五 当該銀行持株会社が第五十二条の十九第一項の認可を受けて合併をしたとき(当該銀行持株会社が存続する場合に限る)。その合併をした日

六 当該銀行持株会社が第五十二条の十九第一項の認可を受けて営業の譲受けをしたとき(大蔵省令で定める場合に限る)。その営業の譲受けをした日

6 過する日までに大蔵大臣が定める基準に従つて処分することを条件としなければならぬ。

7 銀行持株会社又はその子会社が、国内の会社の株式等を合算してその基準株式数等を超えて所有することとなつた場合には、その超える部分の数又は額の株式等は、当該銀行持株会社が取得し、又は所有するものとみなす。

8 前各項の場合において、新たな事業分野を開拓する会社として大蔵省令で定める会社の株式等の取得又は所有については、特定子会社は、銀行持株会社の子会社に該当しないものとみなす。

第五十二条の二 第二項後段の規定は、前各項の場合において銀行持株会社又はその子会社が取得し、又は所有する株式等について準用する。

(銀行持株会社に係る銀行の経営の健全性の確保)

第五十二条の九 大蔵大臣は、銀行の業務の健全な運営に資するため、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかその他それらの経営の健全性を判断するための基準であつて、銀行の経営の健全性の判断のために参考となるべきものを定めることができる。

### 第三節 経理

(銀行持株会社の営業年度)

第五十二条の十 銀行持株会社の営業年度は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。

(銀行持株会社に係る業務報告書等)

第五十二条の十一 銀行持株会社は、営業年度ごとに、当該銀行持株会社及びその子会社の業務及び財産の状況をこれらの会社の全部につき連結して記載した中間業務報告書及び業務報告書を作成し、大蔵大臣に提出しなければならない。

（銀行持株会社に係る貸借対照表等の公告）  
第五十二条の十二 銀行持株会社は、営業年度ごとに、大蔵省令で定めるところにより、当該銀行持株会社及びその子会社の全部につき連結して記載した貸借対照表及び損益計算書を作成し、当該営業年度経過後三月以内に公告しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該二月以内にこれらの書類の公告をすることができない場合には、大蔵大臣の承認を受けて、当該公告を延期することができる。  
(銀行持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧)  
第五十二条の十三 銀行持株会社は、営業年度ごとに、当該銀行持株会社及びその子会社の業務及び財産の状況に関する事項をこれらの会社の全部につき連結して記載した説明書類を作成し、当該銀行持株会社の子会社である銀行の主要な営業所に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。ただし、信用秩序を損なうおそれのある事項、当該銀行持株会社又はその子会社の取引者の秘密を害するおそれのある事項及び当該銀行持株会社又はその子会社の業務の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項並びにその記載のため過大な費用の負担を要する事項については、この限りでない。  
(銀行持株会社の営業報告書等の記載事項)  
第五十二条の十四 銀行持株会社が商法第八十一条第一項(計算書類の作成)の規定により作成する銀行持株会社の営業報告書及び附属明細書の記載事項は、大蔵省令で定める。  
（銀行持株会社等による報告又は資料の提出）  
第五十二条の十五 大蔵大臣は、銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要がある場合に、大蔵省令で定める。

るに認めるときは、当該銀行を子会社とする銀行持株会社に対し、当該銀行の業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

2 大蔵大臣は、第二十四条第一項の規定により銀行に対する報告又は資料の提出を求め、及び前項の規定により当該銀行を子会社とする銀行持株会社に対して報告又は資料の提出を求める場合において、特に必要があると認めるとときは、その必要な限度において、当該銀行持株会社の子会社(当該銀行を除く)次項において同じ。)に対し、当該銀行又は当該銀行持株会社の業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

(銀行持株会社等に対する立入検査)

3 第五十二条の十六 大蔵大臣は、銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該職員に当該銀行を子会社とする銀行持株会社の事務所その他の施設に立ち入りさせ、当該銀行若しくは当該銀行持株会社の業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は当該銀行持株会社の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 大蔵大臣は、第二十五条第一項の規定による銀行に対する立入り、質問又は検査を行い、及び前項の規定による当該銀行を子会社とする銀行持株会社に対する立入り、質問又は検査を行う場合において、特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該職員に当該銀行持株会社の子会社(当該銀行を除く)第五項において同じ。)の當業所その他の施設に立ち入りさせ、当該銀行若しくは当該銀行持株会社に対する質問若しくは検査に必要な事項に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の場合において、当該職員は、その

身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 前条第三項の規定は、第二項の規定による銀行持株会社の子会社に対する質問及び検査について準用する。

(銀行持株会社に対する改善計画の提出の求め等)

第六十二条の十七 大蔵大臣は、銀行持株会社の業務又は銀行持株会社及びその子会社の財産の状況に照らして、当該銀行持株会社の子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該銀行持株会社に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、当該銀行の経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその必要的限度において監督上必要な措置を命ずることができる。

2 前項の規定による命令(改善計画の提出を求める)を含む。次項において同じ。)であつて、銀行持株会社及びその子会社の自己資本の充実の状況に係る区分に応じ大蔵省令で定めるものでなければならぬ。

3 大蔵大臣は、銀行持株会社に対し第一項の規定による命令をした場合において、当該命令に係る措置の実施の状況に照らして特に必要があると認めるときは、当該銀行持株会社である銀行に対し、その業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な措置を命ずることができる。(銀行持株会社に係る認可の取消し等)

第五十二条の十八 大蔵大臣は、銀行持株会社が法令、定款若しくは法令に基づく大蔵大臣の処分に違反したとき又は公益を害する行為をしたときは、当該銀行持株会社に對しその取締役若しくは監査役の解任その他監督上必要な措置を命じ、若しくは当該銀行持株会社の第五十二条の三第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消し、又は当該銀行持株会社の子会社である銀行に對しその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

この場合において、同条第一項の認可のうち設立に係るものは、当該認可を受けて設立された銀行持株会社に對して与えられているものとみなす。

2 銀行持株会社は、前項の規定により第五十二条の三第一項又は第三項ただし書の認可を取扱い消されたときは、大蔵大臣が指定する期間内に銀行を子会社とする持株会社でなくなりよう、所要の措置を講じなければならぬ。

3 銀行持株会社は、前項の規定により第五十二条の三第一項の認可を受けた場合は、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 銀行持株会社を当事者とする営業の全部又は一部の譲渡又は譲受け(当該営業の譲渡又は譲受けをした銀行持株会社が、その譲渡又は譲受け後も引き続き銀行持株会社であるものに限る。)は、政令で定めるものを除き、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 第五十二条の四の規定は、前二項の認可の申請があつた場合について準用する。

(銀行を子会社とする外国の持株会社に対する法律の適用関係)

第五十二条の二十 銀行を子会社とする持株会社であつて外国の法令に準拠して設立されたもの(以下この条において「銀行を子会社とする外國の持株会社」という。)に対しこの法律の規定を適用する場合における特例及び技術的読替えその他の銀行を子会社とする外国の持株会社に対するこの法律の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

2 第五十二条の三第一項の認可を受けずに同一項目各号に掲げる取引又は行為により銀行を子会社とする持株会社になつたもの

一 第五十二条の三第一項の認可を受けずに同一項目各号に掲げる取引又は行為により銀行を子会社とする持株会社になつたもの

二 第五十二条の三第一項の認可を受けずに同一項目各号に掲げる取引又は行為により銀行を子会社とする持株会社になつたもの

三 第五十二条の三第三項ただし書の認可を受けることなく同項の猶予期限日後も銀行

四 第一項の規定により第五十二条の三第一項又は第三項ただし書の認可を取り消されたもの

五 その発行済株式(議決権のあるものに限る。)の総数の百分の五十を超える数の株式

六 資本の額を変更しようとするとき。

七 この法律の規定による認可(第一号に規定する認可を除く。)を受けた事項を実行したとき。

八 その他大蔵省令で定める場合に該当するとき。

第五十三条に次の二項を加える。

2 第五十二条の二第二項後段の規定は、前項第五号に規定する一の会社が取得し、又は所有することとなつた銀行の株式について準用する。

3 銀行持株会社(銀行持株会社であつた会社を含む。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、大蔵省令で定めるところにより、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

一 第五十二条の三第一項の認可に係る銀行持株会社になつたとき又は当該認可に係る銀行持株会社として設立されたとき。

二 銀行を子会社とする持株会社でなくつたとき(第五号の場合を除く。)。

三 第五十二条の七第一項第六号又は第七号に掲げる会社(同条第三項の規定により子会社とすることについて認可を受けなければならぬとされるものを除く。)を子会社としよるとしようとするとき(第五十二条の十九第一項又は第二項の規定による認可を受けた合併又は営業の譲渡をした場合及び第二号の場合を除く。)。

四 その子会社が子会社でなくなつたとき(第五十二条の十九第二項の規定による認可を受けて営業の譲渡をした場合及び第二号の場合を除く。)。

五 その子会社が子会社でなくなつたとき(第五十二条の十九第二項の規定による認可を受けて合併(当該合併に附隨してその他の銀行を子会社とする持株会社を設立する)又は営業の譲渡をした場合及び第二号の場合を除く。)。

六 その子会社が子会社でなくなつたとき(第五十二条の十九第二項の規定による認可を受けて合併(当該合併に附隨してその他の銀行を子会社とする持株会社を設立する)又は営業の譲渡をした場合及び第二号の場合を除く。)。

七 この法律の規定による認可(第一号に規定する認可を除く。)を受けた事項を実行したとき。

八 その他大蔵省令で定める場合に該当するとき。

第五十五条中「銀行がこの法律」を「銀行又は銀行持株会社(第五十二条の三第一項の認可を受けた者を含む。)がこの法律」に、「第十六条の二第二項後段の規定は、前項第五号に規定する一の会社が取得し、又は所有することとなつた銀行の株式について準用する。」により取得又は所有されることとなつたとき。



めの株式等を除く)を含むものとする。

4 第一項各号に掲げる取引又は行為以外の事由により長期信用銀行を子会社(同項に規定する子会社をいう。以下同じ。)とする持株会社になつた会社(以下「特定持株会社」という。)は、当該事由の生じた日の属する営業年度経過後三月以内に、当該会社が長期信用銀行を子会社とする持株会社になつた旨その他の大蔵省令で定める事項を大蔵大臣に届け出なければならない。

#### 5 特定持株会社は、前項の事由の生じた日の

属する営業年度の終了の日から一年を経過する日(以下この項において「猶予期限日」という。)までに長期信用銀行を子会社とする持株会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならぬ。ただし、当該特定持株会社が、猶予期限日後も引き続き長期信用銀行を子会社とする持株会社であることについて大蔵大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。

6 特定持株会社は、前項の規定による措置により长期信用銀行を子会社とする持株会社でなくなつたときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。当該措置によることなく长期信用銀行を子会社とする持株会社でなくなつたときも、同様とする。

第五条 大蔵大臣は、前条第一項又は第六項ただし書の認可があつたときは、所要の措置を受けて設立される会社(以下この条において「申請者等」という。)及びその子会社(子会社となる会社を含む。次号において同じ。)の収支の見込みが良好であること、申請者等及びその子会社が保有する資産等に照らしこれらの者の自己資本の充実の状況が適当であること。

三 申請者等が、その目的構成等に照らし

て、その子会社であり、又はその子会社となる長期信用銀行の經營管理を的確かつ公正に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

#### (長期信用銀行持株会社の子会社の範囲等)

第十六条の四 長期信用銀行持株会社(長期信用銀行を子会社とする持株会社であつて、第十六条の二第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第五項ただし書の認可を受けているものをいう。以下同じ。)は、長期信用銀行及び次に掲げる会社(以下この条において「子会社対象会社」という。)以外の会社を子会社としてはならない。

#### 一 銀行(銀行法第二条第一項(定義等)に規定する銀行をいう。以下同じ。)

二 外国為替銀行法(昭和二十九年法律第六十七号)第二条第一項(定義)に規定する外

国為替銀行

#### 三 証券取引法第二条第九項(定義)に規定する証券会社

四 銀行業を営む外国の会社

#### 五 証券業(証券取引法第一条第八項各号(定義)に掲げる行為のいずれかを行う営業をいう。次号において同じ。)を営む外国の会社(前号に掲げる会社に該当するものを除く。)

六 銀行業(長期信用銀行の債券の発行に係る業務を含む。第三項において同じ。)又は証券業に從属し、付隨し、又は関連する業務として大蔵省令で定めるものを専ら営む会社

七 新たな事業分野を開拓する会社として大蔵省令で定める会社(当該会社の株式等を、長期信用銀行持株会社又はその子会社のうち前号に掲げる会社で大蔵省令で定めるもの以外の子会社が、合算して、次条において準用する銀行法第五十二条の八第一項に規定する基準株式数等を超えて所有している

ないものに限る。)

八 長期信用銀行又は前各号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社(当該持株会社になることを予定している会社を含む。)

九 前項の規定は、子会社対象会社以外の会社が、長期信用銀行持株会社又はその子会社の子会社の担保権の実現による株式等の取得その他の大蔵省令で定める事由により当該長期信用銀行持株会社の子会社となる場合には、適用しない。

十 ただし、当該長期信用銀行持株会社は、その子会社となつた会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

十一 前項の規定は、子会社対象会社以外の会社(銀行持株会社に係るものにあつては長期信用銀行について、銀行持株会社に係るものにあつては長期信用銀行持株会社とする持株会社について、銀行を子会社とする持株会社に係るものにあつては長期信用銀行を子会社とする持株会社に係るものにあつては長期信用銀行を子会社とする持株会社について、それぞれ準用する)に適用する。

十二 条の二第一項から第三項まで(銀行持株会社の定義等)、第五十二条の三、第五十二条の四(銀行持株会社に係る認可等)、第五十二条の五(銀行持株会社の子会社の範囲等)を加え、第七(銀行持株会社の子会社の範囲等)を加え、「長期信用銀行について準用する」を「銀行に係るものにあつては長期信用銀行について、銀行持株会社に係るものにあつては長期信用銀行持株会社について、銀行を子会社とする持株会社に係るものにあつては長期信用銀行を子会社とする持株会社について、それぞれ準用する」に改める。

十三 条の二第一項の認可を受けた者を含む。)がこの法律に、「第十六条の四第二項」を「第十六条の三第二項」に改め、同条に次の二項を加える。

十四 前項に規定するもののほか、第十六条の二第一項又は第五項ただし書の認可については、当該認可に係る長期信用銀行持株会社が長期信用銀行を子会社とする持株会社でなく

なつたときは、当該認可は、効力を失う。

十五 第二十三条の次に次の見出し及び一条を加える。

十六 第二十三条の二第一次の各号に掲げる違反がある場合においては、その違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

十七 第十六条の二第一項の規定による大蔵大臣の認可を受けないで、同項各号に掲げる

会社とする持株会社になつたとき又は長期信用銀行を子会社とする持株会社を設立したとき。

が、その子会社としている第一項第四号又は第五号に掲げる会社をこれらの号のうち他の号に掲げる会社である子会社としようとするときについて準用する。

十八 第五号に掲げる会社をこれらの号のうち他の号に掲げる会社である子会社としようとするときについて準用する。

十九 第二十三条の二第一次の各号に掲げる違反がある場合においては、その違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

二十 第二十三条の次に次の見出し及び一条を加える。

二十一 第二十三条の二第一次の各号に掲げる違反がある場合においては、その違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

二十二 第二十三条の次に次の見出し及び一条を加える。

二十三 第二十三条の二第一次の各号に掲げる違反がある場合においては、その違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

二十四 第二十三条の次に次の見出し及び一条を加える。

二十五 第二十三条の二第一次の各号に掲げる違反がある場合においては、その違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

二十六 第二十三条の次に次の見出し及び一条を加える。

二十七 第二十三条の二第一次の各号に掲げる違反がある場合においては、その違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

二十八 第二十三条の次に次の見出し及び一条を加える。

二十九 第二十三条の二第一次の各号に掲げる違反がある場合においては、その違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三十 第二十三条の次に次の見出し及び一条を加える。

三十一 第二十三条の二第一次の各号に掲げる違反がある場合においては、その違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三十二 第二十三条の次に次の見出し及び一条を加える。

三十三 第二十三条の二第一次の各号に掲げる違反がある場合においては、その違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三十四 第二十三条の次に次の見出し及び一条を加える。

三十五 第二十三条の二第一次の各号に掲げる違反がある場合においては、その違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三十六 第二十三条の次に次の見出し及び一条を加える。

三十七 第二十三条の二第一次の各号に掲げる違反がある場合においては、その違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三十八 第二十三条の次に次の見出し及び一条を加える。

三十九 第二十三条の二第一次の各号に掲げる違反がある場合においては、その違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

四十 第二十三条の次に次の見出し及び一条を加える。

四十一 第二十三条の二第一次の各号に掲げる違反がある場合においては、その違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

四十二 第二十三条の次に次の見出し及び一条を加える。

四十三 第二十三条の二第一次の各号に掲げる違反がある場合においては、その違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

四十四 第二十三条の次に次の見出し及び一条を加える。

四十五 第二十三条の二第一次の各号に掲げる違反がある場合においては、その違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

四十六 第二十三条の次に次の見出し及び一条を加える。

四十七 第二十三条の二第一次の各号に掲げる違反がある場合においては、その違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。



子会社とする株式会社であることについて大蔵大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。

6 特定株式会社は、前項の規定による措置により外国為替銀行を子会社とする株式会社でなくなりたときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。当該措置によることなく外国為替銀行を子会社とする持株会社でなくなつたときも、同様とする。

第十条の四 大蔵大臣は、前条第一項又は第五項ただし書の認可があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 当該認可の申請をした会社又は当該認可を受けて設立される会社（以下この条において「申請者等」という。）及びその子会社（子会社となる会社を含む。次号において同じ。）の収支の見込みが良好であること。

二 申請者等及びその子会社が保有する資産等に照らしこれらの者の自己資本の充実の状況が適当であること。

三 申請者等が、その人的構成等に照らして、その子会社であり、又はその子会社となる外国為替銀行の経営管理を的確かつ公正に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

（外国為替銀行持株会社の子会社の範囲等）

第十一条の五 外国為替銀行持株会社（外国為替銀行を子会社とする持株会社であつて、第十三条第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第五項ただし書の認可を受けているものをいう。以下同じ。）は、外国為替銀行及び次に掲げる会社（以下この条において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

一 銀行（銀行法第一条第一項（定義等）に規定する銀行をいう。以下同じ。）

二 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第六百六号まで若しくは第八号に掲げる会社（銀

八十七号）第二条（定義）に規定する長期信用銀行

三 証券業（証券取引法第二条第九項（定義）に規定する証券会社

四 銀行業を営む外国の会社

五 証券業（証券取引法第二条第八項各号（定義）に掲げる行為のいずれかを行う営業をいう。次号において同じ。）を営む外国の会社（前号に掲げる会社に該当するものを除く。）

六 銀行業（外国為替銀行の債券の発行に係る業務を含む。第三項において同じ。）又は証券業に従事し、付随し、又は関連する業務として大蔵省令で定めるものを専ら営む会社

七 新たな事業分野を開拓する会社として大蔵省令で定める会社（当該会社の株式等を、外国為替銀行持株会社又はその子会社のうち前号に掲げる会社で大蔵省令で定めるもの以外の子会社が、合算して、次条において準用する銀行法第五十二条の八第一項に規定する基準株式数等を超えて所有しているものに限る。）

八 外国為替銀行又は前各号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社（当該持株会社になることを予定している会社を含む。）

九 前項の規定は、子会社対象会社以外の会社が、外国為替銀行持株会社又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得その他の大蔵省令で定める事由により当該外国為替銀行持株会社の子会社となる場合には、適用しない。

一〇 外国為替銀行持株会社（銀行に係る認可等）、第五十二条の二第一項から第三項まで（銀行持株会社の定義等）、第五十二条の三、第五十二条の四（銀行持株会社に係る認可等）、第五十二条の七（銀行持株会社の子会社の範囲等）を加え、「外国為替銀行について準用する」を「銀行に係るものにあっては外国為替銀行について、銀行持株会社に係るものにあつては外国為替銀行持株会社について、銀行を子会社とする持株会社に係るものにあつては外国為替銀行を子会社とする持株会社について、それぞれ準用する」に改める。

一一 外国為替銀行持株会社は、子会社対象会社のうち、外国為替銀行又は第一項第一号から第六号まで若しくは第八号に掲げる会社（銀行が指定する持株会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社となるよう、所要の措置を講じなければならぬい。

一二 外国為替銀行持株会社は、子会社対象会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社となるよう、所要の措置を講じなければならない。

二 前項に規定するもののほか、第十条の三第一項の認可を受けた者を含む。がこの法律に、「第十六条の四第一項」を「第十六条の三第一項」に改め、同条に次の二項を加える。

一項又は第五項ただし書の認可については、当該認可に係る外国為替銀行持株会社が外国為替銀行を子会社とする持株会社でなくなるときは、当該認可は、効力を失う。

二項の次に次の見出し及び一条を加える。

（罰則）

一 第十七条の二 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

二 第十七条の二 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三 第十一条の三第一項の規定による大蔵大臣の認可を受けないで、同項各号に掲げる取引若しくは行為により外国為替銀行を子会社とする持株会社になつたとき又は外国為替銀行を子会社とする持株会社を設立したとき。

四 第十一条の三第五項の規定に違反して同項に規定する猶予期限日を超えて銀行を子会社とする持株会社であつたとき。

五 第十一条において準用する銀行法（以下「銀行法」という。）第五十二条の十八第二項の規定に違反して同項に規定する大蔵大臣が指定する期間を超えて外国為替銀行を子会社とする持株会社であつたとき。

六 第十八条の前の見出しを削り、同条中「第十一条において準用する銀行法（以下「銀行法」という。）第二十六第一項若しくは第二十七第一項若しくは第五十二条の十八第一項若しくは第三項」を「銀行法第二十六第一項、第二十七第一項若しくは第五十二条の十八第一項若しくは第三項」に改める。

七 第十九条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同条第四号中「第二十五条第一項」の下に「若しくは第五十二条の十六第一項若しくは第三項」を「第二項」を加え、同号を同条第五号とし、同

八 行業に従事し、付隨し、又は関連する業務を専ら営む会社として大蔵省令で定めるものを除く。（次項において「外国為替銀行等」といふ。）を子会社としようとするときは、次条において準用する銀行法第五十二条の十九第一項又は第二項の規定による合併又は営業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

九 前項の規定は、外国為替銀行等が、外国為替銀行持株会社又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得その他の大蔵省令で定めた事由により当該外国為替銀行持株会社の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該外国為替銀行持株会社は、その子会社となつた外国為替銀行等を引き続き子会社とすることについて大蔵大臣の認可を受けた場合を除き、当該外国為替銀行等が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

一〇 第十三条の二 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一一 第十条の三第一項の規定による大蔵大臣の認可を受けないで、同項各号に掲げる取引若しくは行為により外国為替銀行を子会社とする持株会社であつたとき。

一二 第十一条の三第五項の規定に違反して同項に規定する猶予期限日を超えて銀行を子会社とする持株会社であつたとき。

一三 第十一条において準用する銀行法（以下「銀行法」という。）第五十二条の十八第二項の規定に違反して同項に規定する大蔵大臣が指定する期間を超えて外国為替銀行を子会社とする持株会社であつたとき。

一四 第十八条の前の見出しを削り、同条中「第十一条において準用する銀行法（以下「銀行法」という。）第二十六第一項若しくは第二十七第一項若しくは第五十二条の十八第一項若しくは第三項」を「銀行法第二十六第一項、第二十七第一項若しくは第五十二条の十八第一項若しくは第三項」に改める。

一五 第十九条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同条第四号中「第二十五条第一項」の下に「若しくは第五十二条の十六第一項若しくは第三項」を「第二項」を加え、同号を同条第五号とし、同

は第五十二条の十五第五項若しくは第二項を加え、同号を同条第四号とし、同条第二号中「第十九条」の下に「若しくは第五十二条の十一」を加え、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二一 第十三条第一項の規定により付した条件  
（第十条の三第一項又は第五項ただし書の  
規定による認可に係るものに限る。）に違反  
する者

第十九条に次の一号を加える。  
八 銀行法第五十二条の十八等

八 銀行法第五十二条の十八第一項の規定による命令取締役若しくは監査役の解任又は業務の全部若しくは一部の停止の命令を余すに達成する者

第二十条第一号中「第四号まで」を「第五号まで又は第八号」に改め、同条第三号を次のように改める。

三  
第一卷  
三  
前編  
三  
元

第二十一条中「又は清算人」を「若しくは清算人、外國為替銀行持株会社(外國為替銀行持株会社)

会社が外国為替銀行持株会社でなくなつた場合における当該外国為替銀行持株会社であつた会社を含む)の取締役、監査役、支配人若しくは清算人又は特定持株会社(特定持株会社が外国

為替銀行を子会社とする持株会社でなくなつた場合における当該特定持株会社であつた会社を含む)の取締役、監査役、支配人、業務を執行する社員若しくは清算人」に改め、同条第一号中「第十六条の四第一項」を「第十六条の三第一項」に改め、同条第二号中「第八条」の下に「又は銀行法第五十二条の六第一項」を加え、同条第三

くは第三項に改め、同条第九号を同条第十二号とし、同条第八号中「第二十六条第一項」の下に「若しくは第五十二条の十七第一項」を加え、「同項」を「銀行法第二十六条第一項」に改め、「第二十九条」の下に「若しくは第五十二条の十七第一項若しくは第三項」を加え、同号を同条

「若しくは第五十一条の十一」を加え、同号を同

条第十号とし、同条第六号を同条第九号とし、同条第五号中「第七条」を「第七条第一項又は第八五十二条の五第一項」に改め、同号を同条第八

の四第一項を第一項の三第一項に若しくは第三十七条第一項を、第三十七条第一項若しくは第五十二条の十九第一項若しくは第二

項」に改め 同号を同条第七号とし 同条第三号の次に次の二号を加える。

による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五 第十条の五第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社（銀

卷之三

目次中「第十一章 雜則(第一百七十二條—第

の二——第二百七十一条の四)  
百二十一条(五)、第二百七十二条(五)

百七十一條の五、第六百七十一條の二  
の七、第二百七十一條の十  
の十一、第二百七十一條の十四  
の十五、第二百七十一條の十八  
に、「  
第三百二十四

第一百七十四集

第八条に次の二項を加える。

2 大蔵大臣は、前項の認可の申請があつたときは、当該申請に係る事項が当該保険会社の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないと認める場合でなければ、これを認可し

六 行法第五十二条の八第一項に規定する国内の会社を除く)を子会社としたとき。

六 第十条の五第三項の規定による大蔵大臣の認可を受けないで同項に規定する外国為替銀行等を子会社としたとき又は同条第五項において準用する同条第三項の規定による大蔵大臣の認可を受けないで同条第一項第四号若しくは第五号に掲げる会社をこれらの号のうち他の号に掲げる会社である子会社としたとき。

第二十一条に次の二号を加える。

十三 銀行法第五十二条の八第一項又は第二項ただし書の規定に違反したとき。

十四 銀行法第五十二条の八第三項又は第五項の規定により付した条件に違反したとき。

(保険業法の一部改正)

第四条 保険業法(平成七年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

「第十章の二 保険持株会社

第一条 通則(第二百七十一條)

第二節 業務及び子会社(第二百七十二條)

第三節 経理(第二百七十三条)

第四節 監督(第二百七十四条)

第五節 雜則(第二百七十五条)

第十一章 雜則(第二百七十二条)

百二十二条の次に次の二号を加える。

(特定関係者との間の取引等)

五百二十二条の二 保険会社は、その特定関係者(当該保険会社が第二百六条第一項の認可を受けて

てはならない。

五百二十二条の二の二 「第二百二十二条の二」に改める。

（保険持株会社の定義等）

第一節 通則

第二百七十二条の二この章、次章、次編第四章及び第五編において「保険持株会社」とは、保険会社を子会社とする持株会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九

株式を所有する保険会社（第二百七十二条の二第一項に規定する保険持株会社を除む。）その他の当該保険会社と政令で定める特殊の関係のある者をいう。以下この条において同じ。又はその特定関係者の顧客との間で、次に掲げる取引又は行為をしてはならない。ただし、当該取引又は行為をすることにつき公益上必要がある場合において、大蔵大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

一 当該特定関係者との間で行う取引で、当該保険会社の取引の通常の条件と著しく異なる条件で行う資産の売買その他の取引

二 当該特定関係者との間又は当該特定関係者の顧客との間で行う取引又は行為のうち前号に掲げるものに準ずる取引又は行為で、当該保険会社の業務の健全かつ適切な運営に支障を及ぼすおそれのあるものとして大蔵省令で定める取引又は行為

第七百七十二条を次のように改める。

第十章の次に次の二章を加える。

第一百七条 削除

第一百九十四条第一号中、「当該外国保険会社等」を「行う取引で、当該外国保険会社等」に、「条件に照らして」を「条件と」に、「資産の売買その他の取引を行うこと。」を「行う資産の売買その他の取引」に改める。

う。 条第三項(持株会社)に規定する持株会社をい  
う。以下同じ。)であつて、次条第一項の認可  
を受けて設立され、又は同項若しくは同条第  
三項ただし書の認可を受けているものをい  
う。

する持株会社の設立をしようとする者は、あらかじめ、大蔵大臣の認可を受けなければならぬ。

(子会社となる会社を含む。第三号において同じ。)の收支の見込みが良好であるこ

社(前号に掲げる会社に該当するものを除く。)

らない。

二 省令で定める事由によるもの(除く)の株式の取得(担保権の実行その他の大蔵省令で定める事由によるものを除く)。

### 三 免許の取得

前項各号に掲げる取引又は行為以外の事由により保険会社を子会社とする持株会社に

なたの会社（以下「特定持株会社」といふ）は、当該事由の生じた日の属する営業年度終了後三月以内に、当該会社が保有会社を子会社と

三月以降は、当該会社が保険会社を子会社とする持株会社になつた旨その他の大蔵省令で定める事項を大蔵大臣に届け出なければならぬ。

。特定持株会社は、前項の事由の生じた日のない。

属する営業年度の終了の日から一年を経過する日(以下この項において「猶予期限日」とい

う。までに保険会社を子会社とする持株会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければ

ならない。ただし、当該特定持株会社が、猶予期限日後も引き続き保険会社を子会社とする特殊会社であることを、て大蔵大臣の認

可を受けた場合は、この限りでない。

より保険会社を子会社とする持株会社でなく  
なったときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣

に届け出なければならない。当該措置によることなく保険会社を子会社とする持株会社で

なくなつたときも、同様とする。

又は第三項ただし書の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

審査しないければならない  
一 当該認可の申請をした会社又は当該認可  
を受けて設立される会社(以下この条にお  
いて「申請者等」という)及びその子会社

第一類第五號







同条第二項第四号中「他の金融機関」の下に「又は銀行持株会社等」を加え、「以下」「救済銀行持株会社等」を加え、「又は合併等を行う銀行持株会社等」という。」を加え、「銀行持株会社等」を加え、同条第四項中「救済金融機関」の下に「又は銀行持株会社等」を加え、「又は救済銀行持株会社等」を加え、同条第五項中「金融機関」の下に「及び銀行持株会社等」を加える。

第六十条第一項中「破綻金融機関を除く。」の下に「又は当該合併等に係る銀行持株会社等」を加える。

第六十一条第一項及び第二項中「救済金融機関」の下に「又は破綻金融機関及び救済銀行持株会社等」を加え、同条に次の一項を加える。

7 破綻金融機関の株式を取得しようとする会社が、当該株式の取得により銀行を子会社とする持株会社、長期信用銀行を子会社とする持株会社又は外国為替銀行を子会社とする持株会社になることについて、銀行法第五十二条の三第一項、長期信用銀行法第十六条の二第一項又は外国為替銀行法第十条の三第二項の認可(以下この項において「持株会社認可」という。)の申請をしている場合には、第一項の認定の申請は、第二項の規定にかかるらず、当該会社及び当該破綻金融機関の連名で行うことができる。ただし、大蔵大臣は、当該会社について持株会社認可をした後でなければ、第一項の規定による認定を行うことができない。

第六十二条第一項中「他の金融機関」の下に「又は当該破綻金融機関及び銀行持株会社等」を加え、同条第二項及び第三項中「他の金融機関」の下に「又は銀行持株会社等」を加える。

第六十四条第四項中「金融機関等」の下に「又は銀行持株会社等」を加える。

第六十五条中「金融機関」の下に「又は銀行持株会社等」を加える。

第九十条中「金融機関等」の下に「又は銀行持株会社等」を加える。

**(施行期日)**  
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。  
**(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正)**  
第二条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

「第一号の二」を、「第五号」の下に、「第五号の二」を加え、同条第一号の次に次の二号を加える。

一の二 銀行持株会社の検査その他の監督に関すること。

第四条第五号の次に次の二号を加える。

五の二 保険持株会社の検査その他の監督に関する」と。

第四条第一十五号イ中「第一号、第五号」を「第一号の二、第一号、第五号、第五号の二」に

官」に、「この法律の規定による」を「前項の規定により委任された」に、「行わせる」を「委任する」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

内閣総理大臣は、この法律の規定による権限(次に掲げるものを除く)を金融監督庁長官に委任する。

一 第四条第一項の規定による免許

二 第十六条の二第一項又は第五項ただし書の規定による認可

三 第十七条において準用する銀行法(以下この項において「銀行法」という。)(第二十七条又は第二十八条(免許の取消し等)の規定による第四条第一項の免許の取消し)

四 銀行法第五十二条の十八第一項（銀行持株会社に係る認可の取消し等）の規定による第十六条の二第一項又は第五項ただし書の認可の取消し

五号に係る部分に限る

の告示の規定による告示

六 銀行法第五十七条の三

第二號 / 第一卷

第一号（第十六策の二策）

ただし書の規定による認可

限る。）、第四号及び第五号

跟る。(大藏大臣の通知)

通志

通知

第二十八條中外國為替銀行法第

定を次のように改める。

卷之三

第十六章 中方藏方田

に、この法律の規定による

により委任されたに、「行わせ

卷之二

第二章 同多卷同多第二章

第一項として次の二項を加え

内閣総理大臣は、この法律

権限（次に掲げるもののを除く）

丁憂官歸

廣雅

— 第四条第一項の規定にと

卷之三







に存在するものとする。

2 第三条第一項の規定による条件が定められた合併に係る消滅金融機関の従前の株式が質権の目的とされている場合において、当該消滅金融

機関が質権設定者の請求により、質権者の氏名及び住所を株主名簿に記載し、かつ、その氏名を株券に記載したときは、当該質権者は、当該条件に従い現物出資の給付を受けた銀行持株会社に対し、当該現物出資により株主が受けるべき株券の引渡しを請求することができる。

(銀行持株会社が発行する株式総数の増加の制限の特例等)

第九条 銀行持株会社が第三条第一項の規定により定められた条件に従い現物出資の給付を受けた新株を発行する場合には、当該銀行持株会社は、商法第三百四十七条の規定にかかわらず、発行済株式の総数と当該現物出資の給付を受けた発行する新株の総数を合計した数の四倍を超えない範囲において、その発行する株式の総数を増加することができる。

2 銀行持株会社が第三条第一項の規定により定められた条件に従い現物出資の給付を受けて新株を発行する場合には、当該銀行持株会社は、商法第二百八十九条ノ二第一項(第三号)に係る部分に限る)の規定にかかると、同項の規定により決定すべきものとされる当該新株の発行に係る現物出資者の氏名を、当該条件が定められた合併の時における当該合併に係る消滅金融機関の株主である者として決定することができる。

(現物出資の検査の特例)

第十条 銀行持株会社が第三条第一項の規定により定められた条件に従い現物出資の給付を受けた新株を発行する場合において、同項の消滅金融機関の株式(次項において「旧株」という。)が取引所の相場のある株式であり、かつ、第四条の規定により合併契約書に記載された現物出資の目的たる第三条第一項の存続金融機関の株式(次項において「合併新株」という。)の株式の価格が株式評価額(その金額が相当である

ことについて大蔵省令で定めるところにより証明を受けたものに限る。)を超えないときは、当

該現物出資については、商法第二百八十九条ノ八に規定する場合は、適用しない。

2 前項の「株式評価額」とは、同項の合併契約書の承認の時における旧株の取引所の相場に相当する金額(同項の消滅金融機関の株主が合併により金銭の交付(利益の配当又は商法第二百九十三条ノ五第一項の金銭の分配に係るものをお除く。)を受けるときは、その交付を受ける旧株について発行される合併新株の数で除して得た金額をいう。

(合併無効の訴えの特例)

第十二条 第三条第一項の規定による条件が定められた合併に係る商法第四百十五条规定第一項に規定する合併無効の訴えについては、同条第二項に規定する者のか、当該合併の時に当該合併に係る消滅金融機関の株主であった者で第三条第一項の銀行持株会社設立等の特例)

第一項の銀行持株会社の株主であるものは、これを提起することができる。

(銀行による銀行持株会社設立等の特例)

第十三条 銀行は、銀行法第十六条の二の規定にかかると、大蔵大臣の認可を受けて、他の銀行並に該銀行と、第三条第一項の規定による条件が定められた合併であつて当該他の銀行が存続することとなるものを行おうとするものに限り、公的の独占の禁止

5 年法律第五十四号)第九条第三項に規定する持株会社をいう。以下この条において同じ。)による同項に規定する他の銀行になろうとする株式の整備に関する法律(平成九年法律第

第一項の規定により定められた条件に従い現物出資の給付を受けた新株を発行する場合において、同項の消滅金融機関の株式(次項において「旧株」という。)が取引所の相場のある株式であり、かつ、第四条の規定により合併契約書に記載された現物出資の目的たる第三条第一項の存続金融機関の株式(次項において「合併新株」という。)の株式の価格が株式評価額(その金額が相当である

とについて同法第五十二条の三第一項の認可を受けたものとみなす。

2 銀行法第四条第二項並びに第五条第一項及び第二項の規定は、同法第四条第一項の免許を受けるとする者が第一項に規定する他の銀行にならうとする株式会社である場合には、適用しない。ただし、大蔵大臣は、当該株式会社に対してする当該免許には、当該株式会社が同項に規定する合併の後に限り営業を行ふことを条件として付さなければならない。

4 大蔵大臣は、第一項の銀行及び他の銀行から、第三条第一項の規定による条件が定められた合併の認可の申請があつたときは、銀行法第三十一条の規定にかかると、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該合併後存続する銀行が、合併の後に、その業務を的確、公正かつ効率的に遂行する見込みが確実であること。

二 当該条件に従い新株を発行する銀行持株会社の収支の見込みが良好であること。

三 前号の銀行持株会社及びその子会社である他の銀行が保有し、又は保有しようとする資産等に照らしそれらの者の自己資本の充実の状況が適当であること。

四 第二号の銀行持株会社が、その人的構成等に照らして、当該合併後存続する銀行の經營管理を的確かつ公正に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

ない。

6 前各項の規定は、長期信用銀行及び外國為替銀行の場合について準用する。

第十三条 この法律に定めるもののほか、第三条第一項の規定により定められた条件に従い銀行持株会社がした新株の発行に係る変更の登記の申請書に添付すべき書類に関する事項、当該条件が定められた合併に係る消滅金融機関が当該合併前に行政庁から受けている認可、免許、許可その他の処分の当該合併に係る存続金融機関への承継に関する特例その他の法律を実施するため必要な事項は、政令で定める。

第三章 執則

第十四条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その行為をした金融機関の取締役、商法第八十八条第二項若しくは第二百五十八条规定の職務代行者又は支配人は、百万円以下の過料に処する。

一 第六条第一項第一号の書面に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

二 第六条第一項の規定に違反して同項各号に掲げる書類を備え置かなかつたとき。

三 第六条第一項の規定において準用する商法第四百八条ノ二第二項の規定に違反して正当な事由なく書類の閲覧又はその謄本若しくは抄本の交付を拒んだとき。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律(平成九年法律第号)の施行の日から施行する。

第二条 金融監督官設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(一部改正)

第一項の規定により定められた条件に従い現物出資の給付を受けた再び銀行を子会社とする持株会社でなくなつたとき(第三条第一項の現物出資の目的として同項の存続金融機関の発行する株式の給付を受けて再び銀行を子会社とする持株会社となつた場合に限る)については、適用し

第一類第五号 大蔵委員会議録第三号 平成九年十一月七日











いて準用する場合を含む。)の規定による報告書を交付せず、又は虚偽の記載をした報

告書を交付した者

五 第五十三条第二項の規定による命令に違反した者

六 第六十四条の二(第六十五条の二第三項において準用する場合を含む。)の規定により届出をせず、又は虚偽の届出をした者

七 第一百六条中「違反行為」を「行為」に、「証券金融会社又は証券取引所に上場されている有価証券の発行者」を「又は証券金融会社」に改め、第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第八号までを「一号ずつ繰り上げる。

八 第二百七条第一項中「この項」の下に「及び次項」を加え、同項各号を次のように改める。

一 第一百九十七条 五億円以下の罰金刑

二 第二百七条第一項中「この項」の下に「及び次項」を加え、同項各号を次のように改める。

一 第一百九十八条第一号から第十号まで若しくは第十五号、第一百九十八条の二又は第一百九十九号、第一百九十八条の三又は第二百九十八条の三三億円以下の罰金刑

二 第二百七条第一項中「この項」の下に「及び次項」を加え、同項各号を次のように改める。

一 第一百九十七条 五億円以下の罰金刑

二 第二百七条第一項中「この項」の下に「及び次項」を加え、同項各号を次のように改める。

一 第一百九十八条第一号から第十号まで若しくは第十五号、第一百九十八条の二又は第二百九十八条の三三億円以下の罰金刑

三 第一百九十八条の四又は第二百九十九条二億円以下の罰金刑

四 第二百条(第十五号を除く。)又は第二百九十九条第一号から第十四号まで、五百号から前条まで、各本条の罰金刑

五 第一百九十八条第十一号から第十四号まで、第二百九十八条第十五号、第二百条の三三億円以下の罰金刑

六 第二百七条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

前項の規定により第二百九十七条の違法行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同条の罪についての時効の期間による。

(外国証券業者に関する法律の一部改正)

第十七条 外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第八条第七項中「第二十五条第三号」を「第二十六条第二号」に、「行ない」を「行い」に改める。

第三十三条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 第十七条第一項において準用する証券取引法第五十条の三第一項の規定に違反した者

三 第三十三条の二(第三号とし、第四号を削り、第五号を第二号とし、同号の次に次の二号を加える。

三 第三十三条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三条第四項において準用する証券取引法第二十九条第一項の規定により付した条件に違反した者

二 第十二条第一項の規定による業務の停止の処分に違反した者

三 第十三条规定による申請書又は添付書類に違反した者

四 第十二条第一項において準用する第三条第四項において準用する証券取引法第二十一条第一項の規定により付した条件に違反した者

五 第十三条规定による申請書又は添付書類に違反した者

六 第十二条第一項において準用する第三条第四項において準用する証券取引法第二十一条第一項の規定による申請書又は添付書類に違反した者

七 第十二条第一項において準用する第三条第四項において準用する証券取引法第二十一条第一項の規定による申請書又は添付書類に違反した者

八 第十二条第一項において準用する第三条第四項において準用する証券取引法第二十一条第一項の規定による申請書又は添付書類に違反した者

九 第十二条第一項において準用する第三条第四項において準用する証券取引法第二十一条第一項の規定による申請書又は添付書類に違反した者

十 第十二条第一項において準用する第三条第四項において準用する証券取引法第二十一条第一項の規定による申請書又は添付書類に違反した者

十一 第十二条第一項において準用する第三条第四項において準用する証券取引法第二十一条第一項の規定による申請書又は添付書類に違反した者

十二 第十二条第一項において準用する第三条第四項において準用する証券取引法第二十一条第一項の規定による申請書又は添付書類に違反した者

十三 第十二条第一項において準用する第三条第四項において準用する証券取引法第二十一条第一項の規定による申請書又は添付書類に違反した者

十四 第十二条第一項において準用する第三条第四項において準用する証券取引法第二十一条第一項の規定による申請書又は添付書類に違反した者

十五 第十二条第一項において準用する第三条第四項において準用する証券取引法第二十一条第一項の規定による申請書又は添付書類に違反した者

十六 第二十六条において準用する証券取引法

第一百八十八条の規定による報告書をせず、又は虚偽の報告書をした者

一 第二十四条第一項において準用する証券取引法第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を削り、第五号を第二号とし、同号の次に次の二号を加える。

二 第三十四条(第四号及び第五号を除く。)の規定による申請書又は書類に虚偽の記載をして提出した者

三 第三十四条(第四号及び第五号を除く。)の規定による申請書又は書類に虚偽の記載をして提出した者

四 第三十四条(第四号及び第五号を除く。)の規定による申請書又は書類に虚偽の記載をして提出した者

五 第三十四条(第四号及び第五号を除く。)の規定による申請書又は書類に虚偽の記載をして提出した者

六 第三十四条(第四号及び第五号を除く。)の規定による申請書又は書類に虚偽の記載をして提出した者

七 第三十四条(第四号及び第五号を除く。)の規定による申請書又は書類に虚偽の記載をして提出した者

八 第三十四条(第四号及び第五号を除く。)の規定による申請書又は書類に虚偽の記載をして提出した者

九 第三十四条(第四号及び第五号を除く。)の規定による申請書又は書類に虚偽の記載をして提出した者

十 第三十四条(第四号及び第五号を除く。)の規定による申請書又は書類に虚偽の記載をして提出した者

十一 第三十四条(第四号及び第五号を除く。)の規定による申請書又は書類に虚偽の記載をして提出した者

十二 第三十四条(第四号及び第五号を除く。)の規定による申請書又は書類に虚偽の記載をして提出した者

十三 第三十四条(第四号及び第五号を除く。)の規定による申請書又は書類に虚偽の記載をして提出した者

十四 第三十四条(第四号及び第五号を除く。)の規定による申請書又は書類に虚偽の記載をして提出した者

十五 第三十四条(第四号及び第五号を除く。)の規定による申請書又は書類に虚偽の記載をして提出した者

十六 第三十四条(第四号及び第五号を除く。)の規定による申請書又は書類に虚偽の記載をして提出した者

十七 第三十四条(第四号及び第五号を除く。)の規定による申請書又は書類に虚偽の記載をして提出した者

十八 第三十四条(第四号及び第五号を除く。)の規定による申請書又は書類に虚偽の記載をして提出した者

十九 第三十四条(第四号及び第五号を除く。)の規定による申請書又は書類に虚偽の記載をして提出した者

第三十八条第一項各号を次のように改める。

一 第三十三条第二号又は第三十三条の二

三億円以下の罰金刑

二 第三十三条の三 二億円以下の罰金刑

三 第三十四条第四号又は第五号 一億円以

て虚偽の報告書をした者

一 第三十四条第一項において準用する証券取引法第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を削り、第五号を第二号とし、同号の次に次の二号を加える。

二 第三十四条第一項において準用する証券取引法第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を削り、第五号を第二号とし、同号の次に次の二号を加える。

三 第三十四条第一項において準用する証券取引法第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を削り、第五号を第二号とし、同号の次に次の二号を加える。

四 第三十四条第一項において準用する証券取引法第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を削り、第五号を第二号とし、同号の次に次の二号を加える。

五 第三十四条第一項において準用する証券取引法第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を削り、第五号を第二号とし、同号の次に次の二号を加える。

六 第三十四条第一項において準用する証券取引法第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を削り、第五号を第二号とし、同号の次に次の二号を加える。

七 第三十四条第一項において準用する証券取引法第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を削り、第五号を第二号とし、同号の次に次の二号を加える。

八 第三十四条第一項において準用する証券取引法第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を削り、第五号を第二号とし、同号の次に次の二号を加える。

九 第三十四条第一項において準用する証券取引法第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を削り、第五号を第二号とし、同号の次に次の二号を加える。

十 第三十四条第一項において準用する証券取引法第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を削り、第五号を第二号とし、同号の次に次の二号を加える。

十一 第三十四条第一項において準用する証券取引法第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を削り、第五号を第二号とし、同号の次に次の二号を加える。

十二 第三十四条第一項において準用する証券取引法第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を削り、第五号を第二号とし、同号の次に次の二号を加える。

十三 第三十四条第一項において準用する証券取引法第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を削り、第五号を第二号とし、同号の次に次の二号を加える。

十四 第三十四条第一項において準用する証券取引法第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を削り、第五号を第二号とし、同号の次に次の二号を加える。

十五 第三十四条第一項において準用する証券取引法第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を削り、第五号を第二号とし、同号の次に次の二号を加える。

十六 第三十四条第一項において準用する証券取引法第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を削り、第五号を第二号とし、同号の次に次の二号を加える。

大正九年。

四 第二十条第二項の規定に違反したとき。  
第三十条の五 次の場合においては、その行為

をした委託会社、受託会社又は協会の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、一年

以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二十一一条第一項の規定による資料若くは報告書を提出せず、又は資料若しくは

二 報告書に虚偽の記載をして提出したとき。  
第二十一条第一項の規定による検査を拒

三 第二十四条の六の規定による資料若し  
み、妨げ、又は忌避したとき。

は報告書を提出せず、又は資料若しくは報告書に虚偽の記載をして提出したとき。

第三十一条中「十万円」を「百万円」に改める。

第三十三条を次のように改める。

**第三十三条 削除**

「三十五条中左の」を「三十一條中左の」に改め、第一号から第四号までを「三十万円」に改め、第六号から第八号までを

り 第五号を第一号とし 第六号なら第八号  
でを四号ずつ繰り上げる。

**第三十六条を削る**  
第三十六条の二中「三万円」を「三十万円」に

**第三十七条中「第二十九条から前条まで」**の規定を第三十六条とする。

〔次の各号に掲げる規定〕に、一外、その法人は人に対して」を「ほか、その法人に対して当

各号に定める罰金刑を、その人に対し「に但し」を「ただし」に改め、同条に次の各号を

一 第三十条の二 三億円以下の罰金刑  
える。

一一 第三十条の三から第三十条の五まで

平成九年十一月十八日印刷

平成九年十一月十九日発行

し、又はこれらの規定による質問に対しても答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者とし、第三号を第一号とし、第四号を第三号とし、第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号から第九号までを削り、第十号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を削る。

第五十七条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第一号とし、第四号を第三号とし、第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号を第六号とし、第七号を第八号とする。

(公認会計士法の一部改正)

第二十条 公認会計士法 昭和二十三年法律第百三号)の一部を次のよう改訂する。

第五十三条第一項中第二号を第四号とし、第一号を第三号とし、同項に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一 第四十六条の十二第一項又は第四十九条の三の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

二 第四十六条の十一第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第五十三条第二項中「前項第一号」を「前項第三号」に改める。

第五十三条の二を削る。

第五十三条の三中「第五十三条第一項第二号又は前条」を「又は前条第一項第一号、第一号若しくは第四号」に改め、同条を第五十三条の二とする。

(施行期日)  
附 則

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(水産業協同組合法の一部を改訂する法律の一部改訂)

第二条 水産業協同組合法の一部を改訂する法律(平成九年法律第五十四号)の一部を次のよう改訂する。

第一百一十九条第一項の改訂規定を次のよう改める。

(金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(一部改正))

第三条 金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成九年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

第十四条のうち、証券取引法第二百九十七条第五号及び第七号並びに第二百九十九条第一号の五の改正規定中「第二百九十七条第四号及び第七号」並びに第二百九十九条第一号の五を「第二百九十八号」を「第二百九十九条第一号」に改め、同法第二百五十五条第十五号の改正規定中「第二百五十三条第二百五十五条第十五号」を「第二百五十三条第二百五十五条第十五号」に改め、同号の改正規定の次に次のように加える。

第二百条の三第三号中「大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第十四条のうち証券取引法第二百六条の改正規定中「同条第四号」中「第二百五十六条の十三」を「第二百五十六条の十三第一項」に改め、同条第五号を「同条第四号」に、「同条第六号」を「同条第五号」に、「同条第七号」を「同条第六号」に、「同条第八号」を「同条第七号」に改める。

第四十五条のうち金融先物取引法第九十五条第三号の改正規定中「第二百九十五条第三号」を「第二百九十五条第三号」に改める。

九十四条の三第一号に改める。

理由